

世論調査にみる納税者意識の動向

——「納税者の反乱」と「歳出の反乱」を中心にして——

西野 敏雄

税務大学校研究部教授

目 次

一	はじめに	二九一
二	納税者の反乱と歳出の反乱	二九三
	(一) 納税者の反乱	二九三
	1 経 緯	二九三
	2 提案一三号の概要	二九四
	3 提案八号の概要	二九六
	4 影 響	二九六
	(1) 減収見込みと影響見込み	二九六
	(2) 緊急措置	三〇二
	(3) 減収配分とレント・コントロール	三〇四
	(4) 減税の経済効果	三〇五
	(5) 政府制度改革諮問委員会	三〇八
	(二) 中間選挙へ	三〇九
	(三) 歳出の反乱	三二五
	1 歳出の反乱へ	三二五

2	歳出の反乱	三六
3	賛成・反対の立場	三八
4	政府側の対応	三九
5	歳出の反乱の問題点と意義	三〇
(1)	概 要	三〇
(2)	近代経済学上の問題点	三二
(3)	法制上の問題点	三二
(4)	今後の見込	三三
(四)	納税者の反乱及び歳出の反乱の背景	三三
1	はじめに	三三
2	個別的検討	三四
(1)	財産税の増大	三四
(2)	財産評価	三七
(3)	州政府の巨額な剰余金	三六
(4)	住民発案制度	三九
(5)	行政サービスと租税負担	三二
(6)	福祉支出	三三

(7) 政府の非効率性	三五五
3 まとめ	三五六
三 納税者意識と納税意識	三四〇
(一) 政府間関係とA・C・I・R	三四〇
(二) A・C・I・R調査	三四三
1 調査方法・注意事項	三四三
2 質問事項	三四五
3 公共サービスと政府	三四六
4 公共サービスと税負担	三五〇
5 税の公平度	三五二
(1) もっとも不公平な租税	三五二
(2) もっとも公平な租税	三五三
(3) 財産税が不満とされる理由	三五四
6 地方財政危機	三五六
(1) 連邦政府の地方公共団体への財政援助	三五六
(2) レベニュー・シェアリング	三五八
7 租税特別措置等	三六九

8	増税の手段	三六一
(1)	州政府が増税を行う場合	三六一
(2)	財産税を軽減するための方法	三六三
(3)	連邦政府の増税の方法	三六四
9	要約	三六六
(三)	ヨーロッパの最近の動き	三六八
(四)	日本の納税意識と納税者意識	三七〇
1	読売・ギャラップ調査	三七〇
2	市民生活研究会調査と総理府調査	三七一
(1)	税に対する意識	三七一
(2)	税負担に対する考え方	三七三
(3)	公平感	三七四
3	国民選好度調査	三七五
四	おわりに	三七六
	英文文献目録	三六〇
	別表(1~15)	三六三

一 は じ め に

一九七八年六月六日の住民投票において、カリフォルニア州の住民は、約二対一の大差(四一九万票対二二六万票)で、「プロポジション三三」(提案13号)を可決した。そして、一九七八年七月一日から州憲法の一部として成立し、発効した。この提案二三号は、正式には、「税の制限——住民発案による憲法修正」(Tax-Limitation——Initiative Constitutional Amendment)とよばれる。そして、これは、住民発案(イニシアティブ)として、他の案件と並んで同日に住民投票にかけられたものであった。

この成立の余波は、あまりにすさまじく、「納税者の反乱」(taxpayer's revolt; tax revolt)、「減税地震」(tax quake)とも呼称された。全米に伝えられ、一九七八年の中間選挙の大きな争点の一つとなったほか、日本・ヨーロッパにまで伝えられた。そして、いったん形の上では納税者の反乱が静まったかのようにもみられうるが、一方では「歳出の反乱」(spending revolt)が進行している。これは新たな反乱なのであるうか。それとも同じものであろうか。

納税者の反乱については、日本の新聞紙上でも報道されたし、いくつかの解説もみられる。^(注)しかし、例えば、米国の納税道義は高いといわれてきたが、納税者意識・納税意識が変わったのかどうか、地方税の問題としてだけでなく税一般の問題としても考えるべきではないかといった問題については、必ずしも満足するものは、得られなかった。

私も納税者の反乱に関する資料を集めているうちに、「政府と税に関する民衆の態度動向」(Changing Public Attitudes on Governments and Taxes) (以下「A・C・I・R調査」とよぶ)という興味深いA・C・I・Rの調

査を米国在勤中の友人の協力により入手できた。また、おりから、日本・アメリカの納税者意識に関するいくつかの世論調査も発表された。そこで、前述の A・C・I・R 調査の資料を紹介しつつ、世論調査にみる納税者意識という観点から、納税者の反乱・歳出の反乱についての資料を整理することをネライとして、本稿に着手した。あわせて、日本の納税者意識・納税意識と比較考察を試みることにする。

(注 1)

いろいろの報道解説のうち、まとまったものとしては、次のものがある。

- イ 能勢邦之「より能率的な政府を要求」(日本経済新聞昭和五四年一月一四日)(以下、「能勢(I)」)とよぶ。
 - ロ 同『米国「納税者の反乱」の教訓』エコノミスト一九七九年三月六日(以下、「能勢(II)」)とよぶ。
 - ハ 同「米国のシナリオの納税者の反乱」と行財政改革の方向」税務経理昭和五四年三月三〇日号(以下、「能勢(III)」)とよぶ。
 - ニ 岩田規久男「米国を襲う納税者の反乱」エコノミスト一九七九年四月五日号(以下、「岩田」とよぶ)。
 - ホ 林 省吾「プロポジション 13 の概要と論点」税務経理昭和五三年六月三〇日号(以下、「林(I)」)とよぶ。
 - ヘ 同「緊急措置の概要と影響度」税務経理昭和五三年八月二二日号(以下、「林(II)」)とよぶ。
 - ト 香山充弘「カリフォルニア州における減税を求める住民投票(プロポジション 13)について」地方税七八年一〇月号(以下、「香山」とよぶ)。
 - 千 黒田東彦「米国にみる均衡財政主義の夕復権」週刊東洋経済昭和五四年八月四日号。
- 脱稿後、次の論稿を入手したので、附記する。『米国の「納税者の反乱」この一年』のシリーズをなす。
- イ 林省吾「プロポジション 13 の影響」税務経理昭和五四年八月一七日号。
 - ロ 同「アラン・ポスト諮問委員会の答申の概要」税務経理昭和五四年八月二二日号。
 - ハ 同『「納税者の反乱」をめぐる一考察』税務経理昭和五四年八月二八日号。

二 納税者の反乱と歳出の反乱

(一) 納税者の反乱

1 経緯

(1) ジャービスは、減税主義者であるP・ガンと組んで、これまで何度もくすぶってきた財産税減税運動を、すすめてきた。その運動をすすめるため、彼は、コンサルタント会社を雇い、一二〇万ドルの資金を調達し、フリードマン教授といった大物をよんで、キャンペーンを行った。その結果、提案一三号は、一九七八年春、一五〇万人の署名を集めることに成功し、住民投票にかける資格を得た。そして、一九七八年六月六日、住民投票にかけられることになったのである。

ところで、カリフォルニア州の今回のイニシアティブは、カリフォルニア州住民であるハワード・ジャービス(Howard Jarvis: 納税者機構連盟 "United Organization of Taxpayers" 議長)とポール・ガン(住民擁護団体の議長)の二人によって主張されたものであるが、この種の課税制限をめぐるイニシアティブは、今回が初めてではない。一九六八年に、ワトソン(ロサンジュルス・カウンティの財産評価員)が、財産税を市場価格の1%を上限とする提案を、住民投票にかけた。彼は、四年後にも同じような提案(提案一四号)をした。しかし、いずれも、ほぼ二対一で否決された。

ワトソン提案とほぼ同じような提案について、ジャービスは、一九七四年署名集めを開始した。しかし、ジャービス

は、最近時の知事選挙において登録された選挙民の八%の署名を得るのに、失敗した。

このほか、一九七三年一月三日の提案一号「リーガン 租税および歳出制限発議」(Regan Tax and Expenditure Limitation Initiative)が有名で、州政府の租税および歳出を州の個人所得の比率まで制限しようとするものがあつた。これは、実は州立法の法案として提案されたが、立法に失敗したため、州政府の歳出の削減と減税をモットーにしたリーガン州知事が、州規模の発議の形式によって有権者に直接訴えることになったものである。^(注3)この特別投票は、反対五四%、賛成四六%で否決された。

これらの結果から、当時は、カリフォルニア州の有権者は、現行の州税およびサービス給付レベルに満足していると想定されていた。

(注2) 新しい法律の提案を住民投票にかける場合には五%で十分であるが、州憲法の改正を求めるものであつたので、八%を要した。

(注3) 大統領選の有力候補の一人のブラウン知事の対応ぶりについても、大統領選が影をおとしている。

(注4) 石村耕治「カリフォルニア州における住民投票による減税と予算削減」税理七八年一〇月号一五七頁参照。

2 提案一三号の概要

提案一三号は、住民発案制度を利用して、地方税財政制度に関する州憲法の修正を要求したものであり、財産税の大幅減税を主たる内容の一つとしている。^(注5)その内容を略記すると、次のとおりである。

- ① 財産税の最高税額を時価の1%とする(州の平均実効税率は二・七%となっている)。
- ② 財産税はカウンティ^(注7)が徴収し、州法に基づいて管内地方団体に分配する。(現行制度下では、カウンティ・市・

特別区等の地方団体が独自の税率を決定し、必要収入額を確保することができる。

③ 初年度の財産税額の決定に用いられる財産の時価は、一九七五年三月一日現在のものとする。初年度以降の課税用評価額の上昇率は、年二％と上限をする。

④ 州における新税の創設及び増税は、州上下両院における三分の二以上の議決による承認を必要とする。

⑤ 地方政府における特別税の創設は、有権者の三分の二以上の承認を必要とする。

⑥ ④及び⑤にかかわらず、州及び地方政府における不動産に関する新税の創設を禁止する。

⑦ すべての提案内容は、一九七八年七月一日より発効する。ただし、④は承認された翌日より発効する。

しかし、この提案については、「憲法を revise するものであり、amend の権限のみを認めた憲法の規定を逸脱するものである。」「憲法上発議は一項目に限られるのに、課税制限規定の他に定足数の修正を含むものであって憲法に反する。」等の違憲訴訟による挑戦を受けた。(注4)

(注5) 「Property Tax」は、「財産税」と普通訳されているので、以下これに従う。しかし、日本の終戦後の財産税と異なり、固定資産税にむしろ近い。また、州税ではなく、カウンティや市町村・特別区の税であるが、提案一三号の成立後、若干仕組が修正された。

なお、財産税制度の概要については、香山三〇〜三一頁、前掲石村一五八〜一六一頁、湯浅富一「アメリカの Property Tax」不動産鑑定一九七八年九月号、ショウ・サトウ「カリフォルニアの財産税制度」日本法學四三卷二号参照。

(注6) 詳訳については、加藤栄一「全米をゆるがした課税制限の住民投票——カリフォルニアのプロポジション一三」自治研究五四卷九号四三頁参照。そのほか、林(一)も参照。

なお、イニシアティブは素人が作るもので、あいまいになりがちである。たとえば、「特別税」とは何か法定されていない。前掲加藤五一頁参照。

(注7) 郡又は県とも訳される。なお、アメリカの地方自治制度については、金子清著「アメリカの地方自治」良書普及会刊、金子善次郎著「米國連邦制度——州と地方団体」同会刊参照。

3 提案八号の概要

提案一三号が、住民投票にかけられることになった後、カリフォルニア州議会は、一二億ドルの財産税払戻法案を採択した。この案を基礎に、カリフォルニア州側から住民投票に付されたのが、提案八号であって、提案一三号より穏やかなものであった。

その内容は、①財産税一律三〇%減。②州政府及び地方公共団体の支出の伸びを、平均個人所得の伸びに結びつける。③借家人に年七五ドルの現金払戻しを行うなどであった。(注9)

提案八号は、提案一三号と同時に採決を求められたが、前述のように提案一三号が可決され、提案八号は五三対四七で否決された。住民の税をめぐる感情の高まりに対する州政府のゆっくりとした対応ぶりに、住民は不満足の意味を示したのである。

(注9) 鶴谷寿「アメリカの反税斗争に学べ」現代昭和五三年一月号一三〇頁、近藤健「減税パワーに揺れる米國——住民投票が生んだバンドワゴン」エコノミスト一九七八年七月一日号、とくにその六一頁参照。

4 影響

(1) 減収見込みと影響見込み

一九七八——一九七九年度におけるカリフォルニア州の財産税収入の見込額は、州全体で約一二四億ドルに達してい

た。これは、州内の地方公共団体全収入の四〇％に相当し、各地方公共団体にとって極めて重要な財源となっている。

この提案一三号の成立によって、七〇億ドルの減収になると試算された。この減収額は、各地方公共団体における財産税収入額の約六割に達している。しかし、個人所得税・法人所得税を主要財源とする州政府は、あまり直接的影響を受けていない（表Ⅰの①参照）。

このため、各地方公共団体における財源が大幅に減少することとなり、補てん財源の確保が実現しなければ、縮小した歳入規模に見合うよう歳出規模を大幅に縮小せざるを得ない状態に追い込まれた。これによって、伝統的に一般財源としての財産税収入を主たる財源としてきた消防・警察・教育・清掃等の事業については、大幅な行政サービス水準が低下するという危機を迎えた。^(注10)

こうして、消防・警察・教育等といった基本的かつ重要なサービスを、伝統的に財産税収入を主たる財源として賄ってきたカリフォルニア州地方税財政制度は勿論、制度の根幹にかかわる大幅減税を選択した納税者にとって、あるべき行政サービスの水準と当該サービスの性格に見合った適正な財源の確保（納税者側からは適正な負担ということになる。）との関係について、慎重な検討が望まれるに至った。

そこで、各地方公共団体は、このため混乱状態に陥り、各様の仕方では経費の削減に着手した。しかし、チエをしぼった新財源探しも、提案一三号のため思うにいかなかった。

当初、減収が補てんされず、かつ新税の創設等による増収が実現しない場合には、例えばサンフランシスコにおいては、①五、五〇〇人（全体の約二〇％）以上の市職員の解雇、②警察・消防経費の三分の一削減、③市と病院運営費の四分の一削減、④市電・市バスの料金の二倍以上の値上げ、⑤図書館経費の八〇％削減、⑥公園娯楽施設運営費の大幅

削減等が不可避となると考えられ、ロサンゼルス市は、一九八四年のオリンピックの返上もしんげんに検討した。

このほか、賃金の凍結、公共プールの閉鎖、夏季学級の中止、義務教育の各種施設の計画の縮小等が各地方公共団体で構想された。

また、道路清掃費の徴収等の公共料金の新規徴収ないし引上げが各地で構ぜられ、エンブルウッド市に至っては消防水量税なるものを考えた。そして、メイン州は、主要な税源である企業が他州に転出することを抑えるべく、転出に対するペナルティとして、解雇される労働者に特別に多額の退職手当を支給することを義務づける内容の法律を制定するに到った。このメイン方式に類似した方法は、他の州でも検討されたようである。^(注11)

こうした動きの中で一大問題となったのが、職員の解雇である。まず、警察・消防・清掃に従事する職員の解雇が始まり、最悪の場合四〇万人もの労働者がその職を失うかもしれないとみられた。^(注12)

ところで、アメリカの労働慣行では、同一職場での勤務年数の短い労働者には、婦人労働者や若年層、及び長い間人種差別にさらされ、民主党政権の差別撤廃政策によりその地位が引き上げられてきた黒人やプエルトリコ人等が多いのが実情である。このため、多数の黒人職員を有するオークランド市長が、「この提案は人種差別をもたらすものであり、社会不安の誘因となる可能性がある」と述べたほどであった。^(注11・12)

(注10) こうした各地方公共団体の混乱状態については、林(一)六頁、香山、前掲鶴谷、原康「住民パワーによる経済改革」経済評論一九七九年四月号参照。

なお、ロサンゼルス市では、黒人のブラットレー市長が警官一、〇八〇人を含む市職員八、三〇〇人の解雇計画を発表したところ、市職員の反対で撤回のうき目をみた。

また、サンフランシスコ市では、市職員二千人が一時帰休し、時間外手当の廃止、市営交通機関の値上げの権限が議会

に与えられた。

(注11) 自治実務セミナー一七卷一二号「プロポジション一三の波」、前掲近藤六二頁参照。

(注12) 名東孝二「欧米の反税闘争が教えるもの——財政民主主義確立のために」公明昭和五三年一〇月号参照。

(注13) 『納税者の反乱』の意味するもの「経済七八年九月号参照。この論者は、この反乱は広範な人民階層の生活と権利に対する根深い攻撃の一端であると、客観的には評価せねばならないとする。

しかし、この見方は、あまりにも公式的であるし、「反税」的性格をみる点で妥当ではないと考える。ブジャーード運動はまさに反税運動であるが、納税者の反乱は、政府の効率性を求める運動であって、形の上だけの減税運動にすぎないと考えるべきである。

表 1 提案13号の影響

① 提案第13号通過による団体別減収額

(単位：百万円)

	① 歳入総額 (1978—79)	財		産		税	
		提案第13号 通過前	提案第13号 通過後	減収額②	③/①	④/⑤	
市 (S. F. を除く)	\$ 5,292	\$ 1,343	\$ 542	\$ 806	15.2%	59.8%	
カウンティ (S. F. を含む)	7,740	3,801	1,565	2,236	28.9	58.8	
学区	12,125	6,468	2,929	3,539	29.2	54.7	
特別区	961	388	172	216	22.5	55.7	
営企業区	4,407	443	196	247	5.6	55.8	
計	\$ 30,165	\$ 12,448	\$ 5,404	\$ 7,044	23.4	56.6	

② 州による減税補填措置の概要

(単位：百万ドル)

	旧制度下		新制度下			減収分 ③ - ④	①/②
	歳入総額① (1978-79)	財産税①	財産税②	州財政援助①	⑤ + ⑥		
市 (S. F. を除く)	\$ 5,292	\$ 1,348	\$ 542	\$ 250	\$ 792	\$ 556	10.5%
カウンティ (S. F. を含む)	7,740	3,801	1,565	1,480	3,045	756	9.8
学区	12,152	6,468	2,929	2,267	5,196	1,272	10.5
特別区 (非公営企業区)	961	388	172	125	297	91	9.5
公営企業区	4,407	443	196	0	196	247	5.6
計	30,165	12,448	5,404	4,122	9,526	2,922	9.7

注 (1) 「歳入総額(1978-79)」は、提案第13号通過前に旧制度の下で策定された新年度予算における収入額である。

(2) カウンティの歳入総額には、州により肩代りされることになった社会福祉及び公衆衛生事業に関する連邦及び州からの補助金1,911百万ドルを除いている。

(3) 出典：林(II)4 Pによる。

香山32-33 Pも同様の数字があるが、若干差がある。

(2) 緊急措置

そのため、当面、州政府において、地方公共団体のために、何らかの財政対策を講ずることが要求された。

まず、連邦政府は、一九七八年六月十四日、「カリフォルニアの事態がどう発展するか連邦政府は注目してみていくつもりである。」と述べたものの、特別な財政援助を行なわなかった。しかし、提案一三号の意義について、ビッグ・ガバメントへの支持が限界に達したことを示すものとの見解を表明した幹部が出現した。^(注14)

カリフォルニア州のブラウン知事は、「提案一三号の実効化のため全力をあげ」、「州政府についてもその財政規模を縮小するため歳出の減額を検討する」とともに、直ちに地方財政の窮乏を救うための緊急対策に取り組む決意を表明した。^(注15) これを受け、州政府による緊急地方財政対策が、州議会では旧会計年度終了直前の一九七八年六月三十日に議決され、一九七八—一九七九年度カリフォルニア州予算も同七月六日成立した。

これにより、一九七七—一九七八年度末において予想される約五〇億ドルの州剰余金（これが納税者の反乱の誘因の一つになっている。）のうち、四一億二、二〇〇万ドルが、地方公共団体に対する減収補てん措置に充てられることになり、カウンティ、市、学区、特別区に対して、一定の交付基準に基づき、財政援助金が交付されることになった。^(注16)

また、地方公共団体の資金ぐり対策として短期の緊急資金制度が創設されたほか、財産税の課税方式が各地方公共団体の自主的決定にまかせられていた制度から、カウンティ政府が一括徴収したあと、案分方式によりカウンティ、市、学区及びその他の特別区間に配分する方式へと変更された。

こうした州の緊急地方財政対策により、各地方公共団体は、小康状態を保ち、平静を取り戻した。州財政援助交付金

四一億二、二〇〇万ドルによる補てん措置により、地方公共団体の予算規模は、平均して前年度の九〇%前後の水準にまで回復することが可能となった。そして、増税、料金等の引き上げ、経費の節減と事務の簡素化及び事業の見直し等の緊急対策により、地方における行政サービスの水準は、ほぼ前年度並みを維持することが可能となった。

多くの地方公共団体は、緊急削減計画を練り直した。ロサンジェルスのように、職員解雇計画を引っこめたり、一時解雇の職員を復帰させる市町村も現われ、解雇は当初予測された数には達せず、提案一三号の直接の結果として生じた地方公務員の減少は一万七千人にとどまった。^(注17)

このほか、財産税減税の効果を低所得階層にも均霑させるため、州所得税についても、約一〇億ドルの減税が行なわれた。^(注18)

これらの対策は、州剰余金を使っただけにすぎず、一二月間の麻醉という批判を受けている。

(注14) 林(I)六〇七頁、香山三四〇三五頁参照。

(注15) 林(II)六頁参照。

(注16) 減収補てん措置の詳しい内容については、林(II)三頁及び香山三四頁、本稿一表②参照。

(注17) 林(II)六頁、昭和五四年六月七日付読売新聞「納税者の反乱から一年」参照。

(注18) 川田浩之「カリフォルニア州における財産税減税——提案一三号通過後の動き」会計ジャーナル一九七八年一〇月号、

同「納税者主導による税制改正の新しい試み——米国外カリフォルニア州の例から——」会計ジャーナル一九七八年九月号参照。

(3) 減収配分とレント・コントロール

提案一三号による減収は、だれがその利益を享受するかについて、カリフォルニア州議会が試算している。これによれば、減税の恩恵を一番受けるのは、マイホームの所有者で、三三・二％に達している。また、商業・工業不動産所有者と農地所有者合計も四〇・六％となっている。しかも、賃貸住宅所有者を含めたビジネス全体^(注19)では、五七・六％と過半数に達する。こうした数字からみた場合に、いわゆる中流階級の反乱と評されるのも、もっともな面があることも確かである。

このため、家賃を値下げすべきであるとの声が高まり、「レント・コントロール」つまり、家賃、地代の統制とも呼ぶことのできる法律を定めるべきであるとの動きを、招来した。

提案一三号を支持してきた借家人・借地人のなかには、家賃地代の凍結もしくは引下げを期待していた者が多かった。しかし、アパート経営者・家主・地主達は、容易にそれに応じようとしなかった。そこで、借家人協会が中心となって、「レント・コントロール」の法制化を叫ぶようになった。^(注20)

その結果、いくつかの地域では、家賃の規制案が可決され、サンタ^(注21)

表1の③

「提案13号」の減収配分
(78~79年度)

	減 税 額 (億ドル)	減税額に占める割合 (%)
個人住宅所有者	23.41	33.2
賃貸住宅所有者	12.00	17.0
商業・工業不動産所有者	19.16	27.2
農地所有者	9.44	13.4
州	6.43	9.2
計	70.44	100.0

(カルフォルニア州議会資料)

モニカでは、すべての家賃を七八年四月の水準に引き下げる規制案が法制化された。そのほか、サンジェゴでこの問題を住民投票にかけようとする動きが、おきてい^(注22)る。

(注19) たとえば、カルフォルニア州最大の不動産所有者であるサザン・パシフィック鉄道の場合、財産税は三、五〇〇万ドルから一、九〇〇万ドルに軽減されるという。前掲原参照。

(注20) 前掲鶴谷一三二〜一三二頁参照。なお、ブラウン知事も、家賃規制に応ずるような法案を提出したものの、結局取り下げている。

(注21) ロサンジェルス市議会も、アパートの家賃を提案一三号成立以前の五月末の水準で凍結し、値上げを六カ月間禁止する措置を議決している。前掲原三八頁参照。

(注22) 一九七九年四月二七日付読売新聞「世界の論調」。一九七九年四月三〇日付タイム誌の論文が、この中で紹介されている。

(4) 減税の経済効果

① 一般論

提案一三号の賛否をめぐる諸論議の一つとして、経済学者の間での真剣な論争に着目する必要がある。その中で、フリードマン教授が提案一三号と歳出の反乱を支援しているが、納税者の反乱の理論的裏付けとなっているのが、アーサー・レーファー教授と同教授の提唱した「レーファー曲線」^(注23)である。

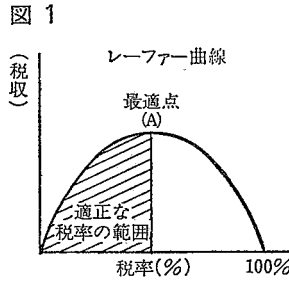
レーファー曲線は、税率と政府の税収を組み合わせたものである。この曲線によると、税率が高くなるにつれ、税収

は伸びていくが、最適点で最高に達した後は、税率が高くなるにつれて、消費支出・企業投資を抑制する方向に働くので、それにつれて税収も落ちてくるという関係が示されている。

レーファー教授は、米国の税率は、今、最適点を越えた抑制局面にあるから、これを減税で最適点に戻す必要がある。減税で財政赤字が増えても、それは一時的なものであり、減税による景気刺激で結局は政府の税収を増やすことにつながるから、政府は積極的に減税を進めるべきであると、する。

このレーファー曲線を、コンサーバティブ達（いわゆる保守派）は歓迎した。

そして、保守派で「安上りの政府」を伝統的に主張してきた共和党は、この理論に基づき、ケンプ・ロス法案を提案した。



しかし、レーファー曲線は別に目新しいものではないという反論も多い。とくに、いわゆる最適点がどこか全く未知であり、曲線そのものも現実には証明されていないと、指摘されている。そのほか、アメリカはそれほどの高税国でないとか、税収の減収を果して短期間のうちに縮少できるか疑問があるとも、言われている。^(注24)

レーファー教授の反論するごとく、減税で労働意欲が高まることは、ありうる。しかし、それは変数化困難なものであって、立証は極めて難しいし、経験的な可能性にしかすぎないと考える。減税で実際に効果があがるとしても、減税で減少した税収をとり戻すのは、相当長期間かかるであろうし、財政バランスの均衡も重要であろう。^(注25)

② 州経済に与える影響（個別的問題）

資産所有者の税負担が軽減されたことに伴ない、個人の消費支出が増大することが考えられた。逆に州内の地方公共団体の財政支出が縮少するため、州全体の消費支出が減少し景気が停滞するのではないかという心配もあった。

しかし、個人の消費支出も増大し、他方で財政支出があまり減少しなかったし、地方公共団体の雇用の減少に伴って多数の離職者も出ることはなかった。一年たってみると、減税で購買力をつけた中産階級が買いに出たためか、この一年間消費が大幅に増えた。これに伴ない一般消費税収入が増え、ロサンジェルス市等では、財産税収入の減少分をカバーできるほどであると、報道されている。^(注26)

税制の貯蓄・消費に及ぼす影響については、昔から多くの議論があり、ここでまとめる余裕はもちあわせていない。^(注27) アメリカは、日本にくらべて消費性向は高いので、減税の効果は直ちにしやすい。しかし、他の州における納税者の反乱では、減税だけに限ったものではない。また、支出削減による影響及び財政状況は、カリフォルニア州より厳しいものがある。総合勘案した場合、極めて即断ではあるが、減税はそれほど重点的なものではなかったように考えられる。

なお、カリフォルニア州においても、財政は厳しいとみえて、おりから進められてきた税制改革は停滞し、日本にも影響を及ぼしている。このことも、経済効果の一つに数えておきたい。^(注28)

(注23) レイファール曲線をめぐる論議については、日本経済新聞昭和五三年一月二十二日付「米国で論議呼ぶラフファール曲線、及び同引用の文献を引用。

(注24) 前掲原四一〜四三頁、昭和五三年一月六日〜八日付日本経済新聞「税制論議㊸㊹」参照。

(注25) 昭和五四年五月二三日付日本経済新聞「価値観変わる米国㊺」および(注24)参照。

なお、最近のアメリカ経済学の動きについては、昭和五四年六月三〇日付読売新聞夕刊「アメリカ経済学の潮流」(宇

沢弘文)、昭和五四年七月一七日付日本経済新聞「新経済学構築の試み活発化」参照。

(注26) 昭和五四年六月七日付読売新聞「納税者の反乱から一年」。しかし、既に述べたごとく、納税者の反乱は中産階級に多

くの減税効果を配分したものであることに、留意する必要がある。

(注27) 貝塚啓明・館龍一郎「財政」第四章、藤田晴「財政政策の理論」第二部、ブキャナン「財政理論」(山之内光躬、日向

寺純雄訳) 第三章・第四章参照。

(注28) たとえば、カリフォルニア州のユニタリー課税は、改正される動きもあったが、納税者の反乱で中断されている。この

ユニタリー課税には、連邦より州の方が基本的かつ基礎的なものであり、州あつてこそその連邦という州権第一の考えがみられる点において、納税者の反乱、歳出の反乱に一派通ずるものがある。決して無視するべきものではなからう。

なお、ユニタリー課税については、昭和五四年七月一七日付日本経済新聞「日本企業、米国加州で税制改正運動」、「米国カリフォルニア州々納税者の反乱」——もう一つのインパクト」週刊東洋経済昭和五三年八月一九日号、及び今後順次「租税研究」誌上で発表される文献を参照。

(5) 政府制度改革諮問委員会

ブラウン知事は、緊急措置法成立後、長期的観点から州及び地方公共団体の行財政制度を再検討させるため、政府制度改革諮問委員会 (the Blue-ribbon Committee on Governmental Reform) を設置した。

本委員会は、アラン・ポスト委員長 (三〇年間にわたり、カリフォルニア州議会の調査員の職にあたって、「カリフォルニア州財政制度の番人」とよばれていた。) を含め、一二名の委員から成っていた。そして、①住民提案一三号の承認もたらした州及び地方公共団体の財政への影響、②州及び地方税制度の抜本的見直し、③州及び地方政府による歳出内容の総点検、④州及び地方政府における行財政制度の点検を、研究課題とするよう命ぜられていた。

この委員会は、緊急措置が「一二カ月間の麻酔剤 (twelve month anesthetic)」(下院議長マッカーシーの発言)であつたため、この討議が注目されていた。けれども、一九七九年一月末にだされた報告書では、とくに具体的な解決策は打出されなかつた。このことは、地方財政に及ぼす本問題の根の深さを示している。

(注29) アラン・ポスト委員長就任の際の記者会見において、同委員会のねらいが示されている。林(II)五〇六頁参照。

(二) 中間選挙へ

提案一三号を成立させた住民パワーは、全米に波及し、中間選挙に際し一六州で減税あるいは歳出制限を求める投票となり、また、歳出の反乱が続いていった。

減税あるいは歳出制限もしくはそのいずれかについて、住民投票が一六州で行なわれた。一六州のうち一二州で、住民は減税か歳出制限のいずれかにイエスと答え、急激な変化を求めた州では否決された。一二州のうち、減税案が可決されたのは七州、歳出制限が可決されたのは五州であつた。

住民投票によって立法する直接請求制度(持つのは二三州)では、中間選挙がバロメーターとなり、民主党・共和党を問わず、議員・市町村長ら公職への立候補者は、一様に減税推進を公約に掲げて選挙を戦つたので、納税者の反乱は、さらに裾野の広い社会的・政治的現象となつた。この意味で「一九七〇年代を通してもっとも重要な政治的・経済的なできごと」(P・サムエルソン教授)と、言うことができる。そして、この流れの中で、財産税の減税・固定税率・評価基準の採用という動き、歳出増加率の物価スライド制ともいう動き、州の歳出に上限を課す動きに、連なつていった。

なお、この中間選挙では、上院・下院選、州知事選と同時に、各レベルでの住民投票が行なわれている。三七州にわ

たつて、約三五〇件もの提案が投票が付され(このうち、四〇件は市民請願権に基づいている)。た。このほか、市・カウんティの段階では、数え切れぬほどの住民投票が行なわれている。その住民投票の内容は、減税・歳出制限のほかに、ホモ・セックスの可否、ギャンブル禁止、原子力発電所建設制限など、雑多なものが含まれていた。^(注30) その結果は、リベラルと保守サーベイティブとの混淆であったと、評価することができる。

この代議制政治の正規のチャンネルを無視した直接投票による発議権が生れたのは、一九世紀末の貧農層に根ざいたポピュリスト運動による。しかし、今日の住民投票権の行使は、保守層のエゴイズムを反映する点が少なくないし、^(注31) 「ミー・ファースト主義」^(注32)といわれる個人第一主義が影を落している。こうしたアメリカ社会の動きをふまえて、納税者の反乱が理解される必要がある。そうすれば、財産税反対の動きだけでないことが、みとめられるはずである。

(注30) 各地の住民投票にかけられた内容については、昭和五三年一月五日付読売新聞「反税金党の乱」昭和五三年一月六日付読売新聞「米カリフォルニア州——住民提案も大論争」、昭和五三年一月七日付毎日新聞「住民投票花ざかり」、昭和五三年一月六日付サンケイ新聞夕刊「米で住民投票花盛り」参照。

この結果を伝えるものとしては、たとえば、昭和五三年一月九日付のサンケイ新聞及び毎日新聞参照。

(注31) 斎藤志郎「米中間選挙の意味するもの」財經詳報一九七九年一月一日号、昭和五三年一月九日〜一日付日本経済新聞

開「中間選挙後の米国」④⑤参照。

(注32) 「Me First」New-Republic 誌一九七九年六月二二日号参照。

なお、板坂 元「アメリカ大革命」文芸春秋昭和四四年二月号は、納税者の反乱は、ミー・ジュネレーション (Me-generation) の觀念に色づけられている。このミー・ジュネレーションという語は、主として若者達の自己中心の自愛の傾向、そしてすべてを自分を基準にして考えられるところから、造語された「ミーの時代」というトム・ウルコの語から出たものであるとする。

表 2 納税者の反乱，歳出の反乱の概要

地域	州	州名	中間選挙前	中間選挙	甲一減税案可決 乙一歳出制限可決	歳出の反乱一憲法会議招集請求及び備考 (1979.4.1現在)
北西部 (9)	メ ニ バ ワ	イ ン ソ ン ヤ ー 州	州	△	△	(可決見込, 以下同じ)
		ニ ユ ー モ ン ト 州	州	△	△	
		ワ サ チ ユ ー セ ツ 州	州	△	△	
		コ ネ チ カ ッ ト 州	州	△	△	
		ニ ユ ー ・ ヨ ー ク 州	州	△	△	
		ニ ユ ー ・ ジ ャ ー ジ ー 州	州	△	△	
		ベ ン ジ ル ベ ニ ア 州	州	◎	◎	
		ロ ー ド ・ ア イ ラ ン ド 州	州	◎	◎	
		制 度 化 (州 の 歳 出 は 州 個 人 所 得 の 伸 び 以 内 と す る)				
北中部 (11)	オ ハ リ ソ ン 州	オ ハ リ ソ ン 州	州	◎	◎	1957年議決(最初のもの) (一院可決, 以下同じ)
		イ ン ソ ン 州	州	◎	◎	
		ミ シ シ ッ 州	州	○	○	
				州と地方財政の歳出制限と徴収限度額額決定についての憲法改正請求, 4対1以上の大差で可決 財産税減税と教育財政の保障についての憲法改正は否決。個人所得の伸びにリソングの制限, 51対49で可決		

<p>ウ イ ス コ ン ソ ン 州 ア イ ス リ 州 ミ ス リ 州</p>		<p>YES (甲)</p>	<p>—— 財産評価額を引き下げ全面評価を せしめようとする発案、2対1で可決</p>	<p>一〇</p>	<p>1978年8月9日の住民投票で、1ガリソントに当り8セントから10セントに増徴する という、ガリソンの増徴 等が、住民の88%の反対 で否決された。</p>
<p>ノース・ダコタ州 サウス・ダコタ州 ネブラスカ州 カンザス州</p>		<p>YES (甲) YES (乙) NO</p>	<p>州個人所得税を平均37%引き下げ ようとする発案、2対1で可決 増徴は議会の特別議決(3分の2) 又は住民請求を必要とすることと する憲法改正、少差で可決 5%の伸び以内に抑える歳出制限 の憲法改正、54対44の少差で否決</p>	<p>◎ ◎ ◎ ◎</p>	<p>1979年2月議決</p>
<p>南部 (17) デラウェア州 メリーランド州 コロロニア特別区 バージニア州 ウエスト・バージニア州 ノース・カロライナ州 サウス・カロライナ州 ジョージア州 フロリダ州</p>				<p>◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎</p>	

地域	州名	中間選挙前	中間選挙の住民投票 （甲一減税案可決 乙一歳出制限可決）	歳出の反乱一憲法会議招集請 求及び備考（1979.4.1現在）
南部（17）	ケンタッキー州	制度化（1977年住民投票により州の歳出の伸びを州内の個人所得の増加率の範囲内に制限する。）	財産税の時価評価割合を引き下げようとする憲法改正，55対45で可決	◎
	ミシシッピ州		食品・医薬品を3%の売上税より除外しようとする憲法改正，投票者の56%が反対で否決	◎
西部（11）	アラバマ州		州歳入の増（教育費と連邦補助事業費用を除く）をことと，州内総等々を改め減税者（財産税の改定を含む），投票者の85%が賛成で可決	◎
	テキサス州		財産税の税率を時価の1%以内としようとする発案，56対44で可決	△

1961年議決

コ ロ ラ ド 州	制度化 (1977年にすでに州歳出の伸びを前年度比7%以内とする立法がある)	NO	歳出予算総額を人口増と消費者物価指数の伸び以内に押える発案、投票者の59%が反対で否決	◎	
ニ ュ ー ・ メ キ シ コ 州		YES (乙)	州政府支出を州民個人所得の7%に押えようとする憲法改正、3対1の大差で可決	◎	
ア リ ザ ー ナ 州		YES (甲)	財産税の税率を時価の1%に制限する憲法改正、3対1でも可決(ただし、1980年の選挙でも可決しないと発効しない)	◎	1979年2月議決
ユ タ ー 州		NO	財産税税率を時価の1.5%、年増加と居住家屋の財産税軽減措置、否決	△	
ワ シ ン ト ン 州				○	(二院目は否決)
カ リ フ ォ ー ニ ア 州					
ア ハ ー カ 州		YES (乙)	州歳出の伸びを州の経済成長率の5%を超えない場合、2対1で可決する憲法改正、	-	
その他 (3)					

地域	州名	中間選挙前	中間選挙の住民投票 (甲—減税案可決 乙—歳出制限可決)	歳出の反乱—憲法会議招集請求及び備考 (1979.4.1現在)
その(3)地	ミネソタ州		—	—

(注) 1. この表の区分は、A・C・I・R調査の地域区分による。

2. 課税制限については、1964年に、ウイスクンソン州で初めて採用されて以来、30州で財産税のサーキット・ブレイカー措置が講じられている。これは、財産税が個人所得の一定割合を越えないようにする措置で、主に老令世帯、低所得世帯に適用されている。このサーキット・ブレイカーについては、上杉栄一「アメリカの財産税救済について——サーキット・ブレイカー——」経済集志1976年10月号28頁参照。

(三) 歳出の反乱

1 歳出の反乱へ

納税者の反乱は、中間選挙をピークに下火に向った。たとえば、タイムの世論調査(一九七九年四月三〇日号)によれば、国が直面している問題として税をあげたのは七%と、一九七八年六月の一四%、同年十月の一八%から、大幅に減少した。もっとも、納税者の反乱の前から、インフレ対策が圧倒的に第一位であることに、かわりはない。

ここから、納税者の反乱は起らず、あるいは納税者の反乱は終った、もしくは別の歳出の反乱が始った等、いろいろの見解が表明されている。^(註3)

しかし、ジャービスは、「もっと効率のよい政府を」と訴えつづけていたし、世論調査でも提案一三号支持者の多くがジャービスの低下を来すことはないと考えているのである。

したがって、両者を別のものと考ええることは、できないものと思われる。

(注33) 金子善次郎「米国々納税者の反乱」は連邦政府へ」エコノミスト一九七九年六月五日号及び「米国の『歳出の反乱』」

商事法務八三八号参照。

2 歳出の反乱

納税者の反乱に続いて、全米各州で「連邦予算の均衡を憲法で義務づけるキャンペーン」が進んでいる。この動きは、進行の激しさから、「納税者の反乱」にちなんで、「歳出の反乱」と言われている。

このキャンペーンは、一言にしていえば、連邦予算の赤字禁止規定を憲法に盛り込もうとするものである。もっとも、州によって内容が若干異なっている。たとえば、毎年の連邦予算の均衡を義務づけようというもの、連邦歳出を国民総生産の伸び率以下に抑えるもの、新規支出を実質成長率プラス・インフレ抑制の費用の範囲内に規制しようとするものなど、さまざまである。^(注34)

この動きに対して、政府もある程度とり入れる一方で、憲法会議招集の「三四州の請求」を阻止しようとして、対策班を設置した。この対策班は、モンドール副大統領顧問のモー氏を中心に、ホワイト行政管理予算局長らホワイトハウス・スタッフ九人から成っている。

そもそも、米国は、東部一三州の連合体として独立を達成し、その後も「連邦政府の権限」と「州政府の権限」をめぐって、多くの論議を積かさねてきた。この経験から、州の意見を政府が無視する場合には、州の力で改革の火を灯す

道を残している。

すなわち、合衆国憲法は、連邦議会は両院の三分の二が必要と認めるときは、この憲法に対する修正を發議し、あるいは、各州中三分の二の州議会の請求のあるときは、修正發議のための憲法會議を召集しなくてはならないとしている（憲法第五條）^(注35)。しかし、今まで憲法會議は一度も開かれたことがない^(注36)。

一九七九年四月現在、二八州の両院が連邦予算の赤字禁止規定を憲法に盛り込むための憲法會議の召集の請求を議決した他、二州が一院で議決した。他にも、召集の請求を議決しそうな州が、いくつか存在している^(注37)。

今や、提案一三号の提案者は、「これが提案一三号のスピリットだ」として、政府支出に上限を設定する提案の署名をあつめ、住民投票にかけようとしている^(注38)。また、他方で、今後四年間の連邦支出削減と五〇〇億ドル減税を目標にして、「アメリカン減税運動」(A.T.R.M.)を結成しようとしている^(注39)。

さらに、南部知事会(Southern Governors Conference)は、一九七六年から連邦憲法の歳出に上限を設けるための連邦憲法修正案を起草しているし、四五、〇〇〇人の会員で作られている全国納税者連盟(National Taxpayers Union)も、国債を減少し、均衡予算を憲法に明記するために全国的運動をよびかけている^(注40)。

(注34) したがって、単純に三分の二の計算をすることはできないという、隠れた大きな問題がある。

なお、各州の動きについては、表2参照。

(注35) 東尾 正「均衡予算と憲法修正——米国各州議會における請願運動の動向」自治実務セミナー一八巻五号三九頁以下参照。

(注36) 実は、上院議員の直接選挙を求めた請願運動が結局連邦議會を動かし、一九一三年の修正一七条として成立したことがある。しかし、これは、憲法會議による發議ではなく、議會自身の發議による憲法修正である。前掲東尾四〇頁参照。

(注37) 表2参照。

(注38) 昭和五四年六月七日付読売新聞「納税者の反乱から一年」

(注39) 前掲原四三頁。

(注40) 前掲石村一六四頁。

3 賛成・反対の立場

この運動に対して、納税者の反乱を支援してきたフリードマン・スタンフォード大学教授や、グリンスパン元大統領経済諮問委員会委員長は、全国租税制限委員会を組織したうえ、同じ線上のものとして、支援を与えている。

フリードマン教授は、このキャンペーンのねらいとして、「連邦歳出のGNPに占めるシェアを下降させ、政府が膨張しないように刺戟を与える」ことをあげている。また、同教授は、「米国のインフレは、通貨供給の伸びが高いからで、その背景に過大な財政赤字がある。景気後退を覚悟でインフレを克服すれば米国経済は長期的に楽観できる。」と発言している。^(注41)

もっとも、リベラル派エコノミストは、「毎年予算を均衡させるのは困難。」「景気後退を避けるための支出もできない。」「不況で連邦歳入が減れば、憲法違反の赤字が生じ、議会は犯罪者となる。」などと、批判している。^(注42)

なお、この動きには、一九八〇年の大統領選挙もからんで、複雑な様相を示してきている。すなわち、来年の大統領選挙に民主党から出馬が予想されている有力候補のブラウン・カリフォルニア州知事は、提案一三号に当初反対していた。しかし、住民の圧倒的多数で提案一三号が可決されるや否や、アクロバティックに減税支持派に転向し、「プロボジション一三の父」とよばれるに到った。その後、連邦予算の均衡へと動きだし、歳出の反乱の音頭をとるようになった。

た。そして、均衡予算のための憲法改正を、大統領選の公約に掲げる方針のようである。

(注41) 昭和五四年三月四日付サンケイ新聞「米国で歳出の反乱」(山本雄二郎)参照。

(注42) (注41)に同じ。

4 政府側の対応

カーター大統領は、大統領選挙を控えていることもあり、納税者の反乱や歳出の反乱を配慮せざるをえなくなっている。そして、インフレ抑制を重視し、一九八〇年度予算を「ぜい肉のない緊縮予算」とし、財政赤字を圧縮し実質伸び率をマイナスとする予算教書を議会に提出した。そして、より効率的な財政運営をめざし、ゼロ・ベース予算を徹底しながら、歳出の優先順位をつけて事業計画を選別しつつ、「三カ年の多年度予算方式」を採用しようとしている。^(注43)

このほかにも、政府は、行政改革法を成立させた。しかし、憲法修正までには応じられないとしている。

なお、提案一三号成立後、オハイオ州出身のミラー共和党下院議員は、保健・教育・福祉省の一九七九年度予算を二%削減する動議を出し、可決された。^(注44)これをうけて、議会は、自らの予算を五%削った。著名なケンプ・ロス法案も同じ線上の一つであったが、委員会段階で否決された。

このゼロベース予算は、米国の各政府でかなりとりあげられつつあり、ここ二～三年のうちには州政府の約半数制度で採用されると見込まれている。さらに、増分主義で拡大する予算や行政組織等に一定の終期をあらかじめ設定し、終期を迎えた段階で必要があれば改めてその存続を検討する、いわゆるサンセット法も急速に普及しつつある。こうして、各段階の政府とも、行財政の効率化を試みようとしている。^(注46)

(注43) 能勢(Ⅲ)参照。

(注44) 前掲近藤六二頁参照。

(注45)

ケンプ・ロス法案は、ケンプ下院議員・ロス上院議員（ともに共和党）によって提出された。これは、三年間で所得税率を現行で三〇%づつ、ほぼ三分の二の水準まで引き下げようとするもので、単純に計算すると、一、二四〇億ドルの減税規模にのぼるものであったが、委員会で否決された。

これにかわって、ナン上院議員（民主党）の修正案が審議された。これは、①連邦政府の毎年の支出増はインフレ調整後、すなわち実質で一%を限度とし、②そうすることで現在の国民総生産の二一・五%を占めている連邦政府の支出を一九八三年には一九・五%まで下げる——という目標を達成することを前提に、一九八〇年から一九八三年にかけて一、四二〇億ドルの減税を実施するというものであった。一九七八年一〇月九日上院本会議で可決されたものの、最後までもめた。結局、法制化には至らず、「歳出は向こう五年間実質で一%増とし、これを超えた時は委員会で減税案を作成する」という議会宣言におちついた。

こうした動きによって、一九七九年度財政（一九七八年一〇月～一九七九年九月）の財政赤字は、当初提案の六〇六億ドルから三八八億ドルに減少し、減税も当初提案の二五〇億ドルから一八七億ドルに減少した。以上の動きについては、一九七八年一〇月一三日付毎日新聞四面及び一九七八年一〇月一七日付日本経済新聞四面参照。

(注46)

能勢(Ⅲ)参照。

5 歳出の反乱の問題点と意義

(1) 概要

歳出の反乱には、いくつかの問題点がある。

その問題としては、次のようなものがある。①経済理論上の困難（近代経済学上の問題点）、②個別の経済問題を解決するために憲法をいじめることは、人工流産禁止問題等に波及して收拾がつかなくなる虞れがあること、③憲法会議の経験がないため、開催にあたって混乱しそうなこと、④三権分立の原則を崩す虞れがあること（法制上の問題点）、⑤内

容が州によって異なるため、三分の二の判定が難しいこと、などである。

これらの中でも、①と④について、言及しておくこととする。

(2) 近代経済学上の問題点

近代経済学では、景気が短期停滞に入れば、財政支出を増やしてテコ入れし、長期不況にしながらないようにするの
が、中央政府の役目とされてきている。そして、相当の実績を残してきている。日本も均衡財政主義を断念し、赤字国
債を発行してきたし、諸外国も相当の赤字をだしつつ、経済政策を運営してきた。

もし、景気が停滞し、財政収入が減少するに依りて財政支出も削減しなければならぬとすると、不況は野放しとな
り、政府の責任は果せなくなる。しかし、現代財政政策では、経済の安定成長が重視されるべきであり、均衡予算原則
を固執することは妥当ではない。^(注47)むしろ、適正な財政の規模と構造とを確保できるような条件を整備することの方が、
大事であると言われる。

こうしたことから、歳出の反乱は、現代財政政策と調和しにくいのではなからうか。少なくとも、フィスカル・ポリ
シーや補整的財政政策は発動し難くなるように思われる。

(注47) 藤田 晴「財政政策の理論」三七〇頁。

(3) 法制上の問題点

政府予算に司法府が直接、目を光らせる結果、議会、行政府と最高裁の対決をもたらし、ひいては三権分立の原則を
破壊しかねない。少くとも、「憲法は特別の地位を与えられるべきで、法律で処理できる問題でいじくるべきでない」
という、モンデール副大統領の発言は、最終的には世界に冠たる憲法と自負する米国民の心情に通ずることになる。^(注48)

もし、歳出の反乱が成功した場合、最高裁は判断するのであるが、できるのか疑わしい。それとも統治行為論で回避できる事項なのであるか、疑問なしとしない。

(注48) 昭和五四年四月九日付日本経済新聞「米国憲法に於て反税修正の波」参照。

(4) 今後の見込

歳出の反乱が今後どう展開していくか予測することは、困難ではあるが、成功は難しいと思われる。

もっとも、税金は安ければ安いほどよいのだというエゴイズムが、この動きの中にみられることも、事実である。しかし、今後ますます強くなっていくであろう「安価な政府」を求める声に応え、政府の無駄や行政の非効率を是正し、行政組織の無制限な膨張を抑制していかなければならない。

また、歳出の反乱は、社会における国家の役割を適量に抑えようという試みでもある。国家の介入は、いつも適正であり善であるとは言えないということを、教えてくれている。

日本も、深刻な財政危機にある。歳出の反乱も他人事とは言えない。今後とも、その動向を真げんに見守る必要がある。その際、納税意識と納税者意識にわけて見守っていく必要がある。

四 納税者の反乱と歳出の反乱の背景

1 はじめに

提案一三号で始まった納税者の反乱の背景については、いろいろ分析されている。その中には、カリフォルニア州に固有の事情もあり、アメリカの他の州、更には日本にも通ずるものもある。

前記(三)において、納税者の反乱は歳出制限に結びついていく運命にあったと述べた。納税者の反乱の背景をさぐることは、歳出の反乱の背景を分析することに、当然つながるものと思われる。ここで、納税者の反乱と歳出の反乱の背景を分析し、納税者の反乱と歳出の反乱を理解することとしたい。

一般に、納税者の反乱の背景として言われているものとしては、次のようなものがある。

- (i) 財産税負担、とくに住宅にかかる財産税負担の急増。
 - (ii) カリフォルニア州が、全米で最も整備された資産評価制度を持っていたこと。
 - (iii) カリフォルニア州が全米でも行政水準が高い水準であったこと。
 - (iv) 州議会・政府が評価額の上昇の見返りとしての十分な税率の引下げにとりくまなかったこと。
 - (v) ブラウン知事を含め、過去の住民投票の歴史から提案一三号を、州議会、政府が樂觀視していたこと。
 - (vi) ブラウン知事自身「政府にできることには限界がある。あまり政府に期待をするな。」ということ唱えて当選したため、やや緊縮気味の財政となり、巨額の剰余金ができなかったこと。
 - (vii) カリフォルニア州は、住民発案制度が生きていた州であったこと。
 - (viii) 中産階級には、行政からの見返りが少ないという不満が蓄積していたこと。
- これらは、いくつか関連しあっているので、若干分類したうえ、個別的に検討することとする。^(注51)

(注49) 米国の政治思想の変化については、昭和五四年五月二日～二三日付日本経済新聞「価値観かわる米國④⑤」、昭和五四年九月二〇日～二一日同紙「自由社会の復興④⑤」参照。

(注50) アメリカでは、大都市で周辺郊外部を含めて、経済活動が弱まり、地域全体の人口も減少していく事態が、北東部を中

心として広がりつつある。そこには、アメリカ経済の地域的構造変化がみられる。現に、カリフォルニア州から高級頭脳者がテキサス等に流出していき、そのカリフォルニアに高級頭脳者でない民衆が流入している。そして、カリフォルニア州の人口は、頭打ちになりつつある。

そうした大都市の財政的困難を克服する方法としての三つの方法、すなわち、①国から都市に対する財政援助を拡大する道、②歳出の削減、③ニューヨーク市にみられる内部努力の道のうち、③の方法を選択したのが、納税者の反乱であるとの指摘がある。柴田徳衛「米国大都市文明の没落」エコノミスト一九七八年一月二八日号及び同「マンモス都市はどこへ行く」エコノミスト一九七九年四月五日号参照。

この考え方によれば、納税者の反乱と歳出の反乱とを統一的に理解することができるので、非常に興味深い。しかし、納税者がこれを意識した形跡は乏しい。

(注51) 香山、前掲近藤参照。

2 個別的検討

(1) 財産税の増大

カリフォルニア州では、人口の増加により住宅需要が拡大し、インフレがこれに加わり住宅など固定資産の市場価値が大幅に上昇した。しかも、すぐれた固定資産評価がえの仕組みの標的に、商業ビルにくらべて所有者のうつりかわりが多い個人住宅がなった。このため、個人住宅の負担が急増したことが、納税者の反乱の大きい原因であると、よく言われる。^(注52)

たしかに、課税標準の伸びは、最近一〇%以上であり、一人当りの財産税も多い。しかし、カリフォルニア州が全米一ではなく、過去十年の伸び率に到っては、平均並みである。したがって、なぜ提案一三号が成立し、全米に広がったかの説明には、不十分であるように思われる。あくまでも、カリフォルニア州の提案一三号成立の誘因の一つにしかす

をみる。また、これだけでは、高福祉、高負担の流れのもとであったので、財産税だけに非難が集中した理由を説明する必要がある。

(注2) 前掲近藤六一頁「全米九六都市における財産税額の状態(一九七六年)」自治実務セミナー一八巻五号参照。

表3 カリフォルニア州財産税の課税標準額等の状況

区分 年度	課税標準額		州平均税率		財産税総収入額		人口1人当たり財産税額	
	金額 百万ドル	伸び率 %	税率 %	伸び率 %	金額 百万ドル	伸び率 %	金額 ドル	伸び率 %
1967-68	46,187	—	8.90	—	4,111	—	214	—
1968-69	48,627	5.3	9.30	4.5	4,570	11.2	285	9.8
1969-70	52,115	7.2	9.92	6.7	5,184	13.4	263	11.9
1970-71	55,580	6.7	10.85	9.4	6,031	16.3	301	14.4
1971-72	58,785	5.8	11.43	5.4	6,725	11.5	381	10.0
1972-73	62,791	6.8	11.46	0.3	7,196	7.0	352	6.3
1973-74	67,278	7.2	11.15	△2.7	7,527	4.6	364	3.4
1974-75	74,299	10.4	11.24	0.8	8,378	11.3	401	10.2
1975-76	82,689	11.3	11.33	0.8	9,411	12.3	444	10.7
1976-77	93,717	13.3	11.19	△1.2	10,509	11.7	488	9.9
1977-78	106,694	14.4	10.68	△1.6	11,452	9.0	525	7.6
1978-79 (見込)	120,030	12.5	10.32	△3.4	12,448	8.7	562	7.0

(注) 出典：香山

表4 単一家族住宅平均価格の推移

(全米不動産協会資料)

	1976年2月	1978年2月	伸び率
	ドル	ドル	%
アメリカ北東部	42,400	51,000	20.3
北中部	34,000	43,300	30.4
南部	39,700	46,800	17.9
西部	49,000	70,600	44.3

(注) 出典：香山

表5 各州における1人当たり財産税額

州名	1966	1976	増加率	州名	1966	1976	増加率
	ドル	ドル	%		ドル	ドル	%
アラバマ	33	57	33	モンタナ	162	350	116
アラスカ	69	1,048	1,419	ネブラスカ	178	319	79
アリゾナ	138	282	104	ネバダ	137	272	99
アーカンソー	49	101	106	ニュー・ハンブシャー	152	348	129
カリフォルニア	198	415	110	ニュー・ジャージー	186	446	140
コロラド	156	271	74	ニュー・メキシコ	60	103	72
コネチカット	161	369	129	ニュー・ヨーク	167	412	147
デラウェア	65	130	100	ノース・カロライナ	54	130	141
コロンビア特別区	109	210	93	ノース・ダコタ	130	212	63
フロリダ	98	191	95	オハイオ	126	224	78
ジョージア	62	178	187	オクラホマ	78	124	59
ハワイ	79	174	120	オレゴン	142	333	135
アイダホ	113	190	68	ペンシルバニア	88	176	100
イリノイ	150	284	89	ロード・アイランド	128	294	130
インディアナ	140	226	61	サウス・カロライナ	40	116	190
アイオワ	163	278	71	サウス・ダコタ	153	288	88
カンサス	148	274	85	テネシー	57	129	126
ケンタッキー	52	105	102	テキサス	100	213	113
ルイジアナ	53	90	70	ユタ	117	172	47
メイン	125	297	138	バーモント	116	308	166
メリーランド	121	239	98	バージニア	75	173	131
マサチューセッツ	190	431	127	ワシントン	104	236	127
ミシガン	135	324	140	ウェスト・バージニア	55	106	93
ミネソタ	165	254	54	ウィスコンシン	153	289	89
ミシシッピ	50	110	120	ワイオミング	170	352	107
ミズリー	97	195	101				

資料：連邦商務省

出典：自治実務セミナー17巻12号

(2) 財産評価

カリフォルニア州が全米で最も整備された財産評価制度を保有したことを、納税者の反乱の一つにあげる向きがある。

住宅価格が毎月何%あがったとしても、課税標準に反映しなければ、納税者にとって影響はないはずである。ところが、カリフォルニア州の財産評価は、全米で一番能率がよく、精密にできていたため、時価が税に反映するのが早かったというわけである。

財産評価方法がよくなった原因は、汚職だったようである。すなわち、一九六〇年代後半、固定資産の所有者が、財産所有者、特に商業ビルなど産評価額を低くしてもらおうとして、州内地方自治体の係官に賄賂を贈る事件があった。^(註53)

そこで、州内五八カウンティの評価基準を統一成文化し、市場価格をより正しく反映させるよう、少くとも三年に一回評価を行うことを義務づけた。カリフォルニアには、財産評価を任務するものとして評価委員がカウンティにおかれ、公選で独立に関係なく、公平に固定資産を評価する。その下に約三、五〇〇人の評価員がいる。そして、毎年七月一日までに地域内の固定資産総評価額をカウンティに提出する。カウンティの議会は、この評価表に基づいて、必要と考えられる収入を得るために何%で徴収するかを決定する。したがって、評価員は評価するだけであって、税額を決定するものではない。^(註54)

このような評価方法は、財産税の評価方法を考える場合に参考になるものである。そして、行政手続があまり精密に^(註55)なりすぎると、反発をくいかねない一例でもある。

たしかに、他の州では、それほど評価手続が精密でなく、事務の流れ、複雑な手続等がからんで、時価が評価額に反

映されることが、遅い。けれども、なお、各地で納税者の反乱、歳出の反乱がおきている。したがって、評価方法も一つの誘因にすぎない。^(注56)

(注53) 前掲近藤六一頁参照。

(注54) 前掲加藤五二頁、H.H.誌一九七八年六月一九日号三六頁参照。

(注55) 日本の固定資産税の場合、土地の評価がえに伴う急激な税負担の増加を避けるため、負担調整措置を講じている。これ

は、納税者側の反応を考慮したものと一応は言うことができるが、精密な評価手続に対する納税者の反応を考慮したものであるかどうかは、さだかではない。

なお、西ドイツは評価法を有するが、納税者側の反響は不明である。

(注56) カリフォルニア州も、何らの措置を講じなかったわけではない。大体毎年、控除制度を設けていたのであるが、不十分だったかもしれない。

(3) 州政府の巨額な剰余金

提案一三号が住民投票に付された頃、カリフォルニア州は五〇億ドルにのぼる剰余金を有していた。州民の間に、この剰余金を減税に振り向けるべきであるという意見が強かった。

たとえば、フォーチュン誌の^(注57)インタビューにこたえて、レッドウッド市の引退家主は、「なぜ、州はそれを使おうとしないのか。なぜ、我々に大ナタを、ふるわせようとするのか。」と、言っている。

これは、提案一三号が成立した重要な原因の一つである。しかし、納税者の反応に全て通じるものではない。他の州には、これほどの剰余金はないし、財政に悩むところもあるからであった。まして、歳出の反乱にとっては、弱い誘因にしかすぎない。

(注5) Everett Carl Ladd Jr., "What the Voters Really Want?", *Fortune*, December 18, 1978. この論文は、納税者の反乱について、世論調査を行ったうえ、総合的にまとめた好箇な論文である。(以下、「フォーチュン」とよぶ)。拙訳「有権者は真に何を望んでいるか。」研究部月報二三号参照。

(4) 住民発案制度

米国においてイニシアティブの制度を採用しているのは、西部を中心とする二三州、レファレンダムを採用しているのは二四州存在する。憲法改正にまでイニシアティブを採用しているのは、カリフォルニア州を含めて一五州あるが、東部の州は含まれていない。このように、住民発案制度は、西部の方で発達している。^(注58, 59)これは、その原点であるポピュリスト運動が、西部の方で発達したからである。

カリフォルニア州における住民発案制度の承認率は高い(表6参照)。成立しそうになったときに州議会が先取りして立法化したため、結果的に承認された案件も多いようである。こうしたことは、他の州でも同様に言えそうである。したがって、西部を中心に、直接民主制がうまく機能する余地があったと言うことができる。

ところで、直接民主制がうまく機能するためには、住民の意識が成熟し、合理的な判断が下せるようになっていることが必要である。単純に、租税に関する住民投票を日本で復活し、納税者の反乱と同様なことがおきることを期待する向きがあるが、これは早計である。日本でも、昔、地方税・分担金・使用料及び手数料の賦課徴収に関する条例について、直接請求が認められた一時期があった。が、戦後の混乱期に反税闘争が激化したこともあって、直接請求の対象からはずされた。^(注60)やはり、導入の前提条件が当時不足していたようである。この導入の前提条件が、現在十分に具備されているかどうか、慎重に検討する必要がある。

表6 カリフォルニア州における住民発案制度の歩み

種	類	提案件数	承認件数	承認率
州議会提案のレファレンダム				
	州議会提案の憲法改正	476	294	62
	州債承認	52	41	79
	イニシアティブによって採択された法律の改正	15	13	87
小計		543	348	64
請願による住民投票				
	憲法改正イニシアティブ	90	24	27
	イニシアティブによる法律制定（直接住民投票に付されたもの）	65	18	28
	イニシアティブによる法律制定（議会提案後住民投票に付されるもの。この制度は1966年に廃止された）	4	1	25
	レファレンダム	35	21	60
小計		194	64	33
合計		737	412	56

出典：香山

この点、納税者の反乱については、いろいろ批判されるものの、十分に理解されており、納税意識は高いようである。たとえば、「それは、ものごとを行う正しい方法でないかもしれない。しかし、我々は、それを示さなければならぬ。」と、フォーチュン誌は、ある納税者に言わせている。(注62) この事実からだけでも、納税者の反乱は、やみくもな反税運動ではないことが、明らかである。(注63)

(注58) 香山四二頁。

(注59) 他の州での住民投票について、いくつかの報告がある。

① 関根照彦「コロラドで見た直接民主制——一九七六年一月二日州民投票の記録」法学セミナー一九七八年八月号、九月号。

一〇件の投票のうち、第一〇法案が注目を集めた。この法案は、新たな課税や増税を行う場合に州民投票を要求し、登録有権者の過半数の同意の下で、はじめて課税や増税を許すというものであった。

この第一〇法案は、二五九、二〇一票対七六七、一五七票の大差で否決されたが、共和党議員の数人が中心となって、税金の引上げをチェックする法案を準備させる契機となった。そして、さらには、一九七七年の州歳出の伸びを前年度比七％以内とする立法に、結びついていった。

②「U. S. News & World Report」October 23, 1972 及 Wall Street Journal November 9, 1972 中の住民投票に関する記事。

一九七二年一月七日、カリフォルニア、ミシガン、コロラド、ニュー・メキシコ、マサチューセッツ州というところで、学校等の公共目的のための主要な財源として財産税を利用しないようにするか、又はその使用を制限するかについて、住民投票が行なわれた。いずれも、圧倒的多数で否決された。

(注60) 真砂泰輔「直接請求」行政法講座六巻、田中二郎「新版行政法(中)」(全訂第二版)一〇四～一〇五頁参照。

(注61) フォーチュン四三頁。

(注62) あわせて、昭和五三年二月二日付日本経済新聞夕刊「直接民主主義の功罪論争」(斉藤志郎)参照。

(注63) 納税者の反乱についての報道の中で、フランスのプジャード運動が同様なものとして紹介されている。この運動は、小農・手工業者・小商人層を基盤として生じた反税運動であって、徴税の妨害やいやがらせが行なわれたが、それ以外に何らの方針をもっていなかった。最後には、反議会主義運動に形式上変化した^(注64)が、その点には変りがない。したがって、納税者の反乱とは、その本質的性格を異にするものと解すべきである。

中木康夫著「フランス政治史」中巻第五章第一節、及び「フランスの反税スト」エコノミスト昭和三〇年四月一六日号参照。

(5) 行政サービスと租税負担

カリフォルニア州は、全米でも行政水準が高い州である。人口一人当りの社会福祉関係経費は極めて高く、公立学校・公園・病院・教育など公共施設の面で、カリフォルニアは、極めて大規模で能率的なものを誇っていた。^(注64)また、公

務員の給与水準も高かった。

したがって、税負担も高位にあり、一人当りの財産税も全米中高位にある。また、地方公共団体の財政規模の伸びが著しかったと、いわれる。^(注65)

こうしたが、アメリカ人の中にある「役所はよけいなことをするな。」という意識と、コンサーバティブなムードへの回帰現象に抵触してしまい、納税者の反乱・歳出の反乱に連ったという見解がある。

ところで、米国は、ヨーロッパの破片が、従来とは歴史を異にする風土に住みつき、新しい国を作って、その住民となった社会である。公権と私権との調整を意識しつつ形成され、そこでは、極めて自主的に利益と富を追求することができた社会である。いいかえれば、即成的な社会であり、公権の必要性をまず認め、そのうえで公権をいかに調整するかが問題となりつづけていたように思われる。それだけ、公私間の距離が大きくなかったので、行政水準を高くしやすかったのであろう。^(注66)

そのアメリカの中でも、東部社会のカケラとして西部や南部諸州に人口が移動していく。それが集中していったのがカリフォルニアであり、第二次大戦後は特に著しかった。もっとも、現在は、カリフォルニアからテキサス方面に、上流階級・高級知識人が移りつつあるようである。

それゆえに、即成社会として、東部より西部、なかでもカリフォルニア州は、公共施設を作りやすかったのである。しかし、逆に、その分だけ、私権が強力で、公の基盤がもろく、そこでは公に対する意識が強く、組織化されやすかったのではなからうか。そのために、カリフォルニアに端を発して、西部・中西部を中心にして納税者の反乱が、吹き荒れた。東部でも納税者の反乱が吹き荒れたが、それほどでもなかったのは、既成社会性が薄くなったからであらう。

人民寺院事件、カリフォルニア大学デーヴィス・キャンパスにおける逆差別事件、パッティ・ハースト事件も、やはり既成社会ということから、理解することができると思われる。

そうであっても、政府支出拡大反対という意思は示されているが、極端な変化を納税者は求めていないと、住民投票の結果から読みとるべきである。カリフォルニアが最も即成的な社会であったが故に、提案一三号が成立した以外は、おおむね穏健な提案が成立している。換言すれば、政府サービスにしても、納税水準にしても、満足しているというところではないが、現状維持を期待し、新たに増税してまでも新規の事業なりサービスの提供を求めることはしないものと、理解することができる。

こうした行政に関する国民の厳しい考え方は、住民に提案された起債案件（総額三五億ドル）のうち、控え目に計画したにもかかわらず、その四割が承認されたことにも表われている。^(注67)

(注64) 香山四〇頁。

(注65) 公の制度が発達している分だけに却って、アメリカの社会の基盤がもろく、根本的に私権が強力なのである。そこでは、政府と人民は隔離しておらず、人民側も新しい試みを自由に行うことが、たやすい。人民寺院やヒッピーはその表われであり、納税者の反乱の土壌もそこにあるという意見がある。入江 昭「なぜカリフォルニアなのか」ヴォイス一九七九年四月号参照。

(注66) ポピュリスト運動も、この流れの一つであると考えられるのでは、なからうか。

(注67) 「住民投票の結果にみるはつきりした納税者意識」自治実務セミナー一八巻二号参照。

(6) 福祉支出

そうした行政サービスについての不満が、全ての行政サービスに対するものであったわけではない。矢面にたたざれ

たのは、主として、福祉支出と公立学校教育であり、中でも福祉支出が特に矢面にたたきされていた。

たとえば、タイム誌の一九七八年一〇月の世論調査によると、福祉支出が多すぎると答えた者が五一%、少なすぎると答えた者が二五%となっている。他方、教育に関しては、多すぎるとする者が二%となっているものの、少なすぎるとする者は四五%に達している。^(註88)

また、ニューズ・ウィーク誌が一九七八年六月に全米納税者を対象として行った世論調査では、「政府サービスが低下もしくは他の税目が増税されても財産税の減税を希望するか」との問に対し、五七%が同意を示している。さらに、「あなたのコミュニティは、地方公共団体のサービスについて、どの程度適正に支出をしていると思うか」との問に対し、社会福祉について四二%が過大に支出しており、公立学校について二五%が過大に支出していると、答えている。^(註89)

また、フォーチュンの調査によっても、福祉支出が多すぎるとする者は、六一%に達する。^(註90) こうした数字から、福祉について見直しを納税者が求めたものと、理解する向きがある。

けれども、ニューズ・ウィークの調査において、社会福祉について適正(二八%)、過少(一九%)あわせて四七%と過大を上回り、公立学校においても、適正(三五%)、過少(三三%)と、いずれも過大を上回っている。

フォーチュンにおいても、世帯所得一万ドル以上の者は支出がすくないとし、一方、一万ドル未満の者ではその値が五七%となっている。^(註91)

したがって、福祉の見直しを求めたものと解するのは不十分であり、福祉支出についての不満は、一つの誘因にすぎなかったのである。

もっとも、慈善は、教会を通じて行うものというアメリカ中流階級の意識の中では、高福祉は、なじみにかかったよ

うである。提案一三号成立後のNHKの特集番組の中のインタビューにおいて、数人が、こうしたことをもらしている。^(注72)

なお、ワシントン・ポスト紙の世論調査によっても、圧倒的多数は、福祉計画を推進すべきであると答えている。^(注72)

(注68) 岩田七六頁。

(注69) 能勢(II)五〇頁。一九七八年六月一九日号 News Week 誌参照。

(注70) フォーチュン四四頁。

(注71) フォーチュン四六頁。

(注72) 一九七八年一月一三日付毎日新聞「『能率的な政府・議会を』中間選挙控え米で運動高まる」参照。

(7) 政府の非効率性

イ これらの他、納税者の反乱では、各州とも政府の非効率性が問題とされている。

提案一三号の提案者ジャービス氏は、専ら「減税だけが政府の無駄遣いを防ぐ」「もっと効率のよい政府を」と、訴えた。これを受け、納税者は、年々膨張を続けてきた地方財政に反発し、その効率性を求めた。そして、感情的・政治的な不満のハケ口としてそれをインフレーションに結びつけた納税者は、提案一三号にとびついた。まさに、納税者は、政府の浪費を排除し、政府の効率的な行動を求めようとしたのである。^(注73)

投票後に行なわれたロサンゼルス・タイムスの調査によれば、賛成票を投じた人の七〇％は、サービスの低下を来すことはない^(注74)と答え、六九％の人がまず福祉を削減すべきだと答えていた。それは、税金は納めない、納めたくないという、単なる反税運動ではなかった。これらの租税に対するプロテストは、政府は今やっていることをより効率的にや

りうるし、また、やるべきであるとの信念から発したもので、シンボリックな意味合いを有するものであったと、評価されている。^(註75)

こうしたことから、これらの動きは、減税運動だけにとどまらず、同時に、膨張を続ける歳出の予算の総額を青天井にしておかないで、一定の制限をつけようとする歳出制限に結びつく運命にあることが、うかがうことができる。

すでに、均衡予算のための憲法会議を求めている州議会もあった。また、一九七八年六月十二日から十三日にかけて行なわれたA P—N B Cの共同世論調査においても、三分の二の者が、「減税のためにアメリカ憲法を修正すべきだ」と考えている。^(註76)

さらに、提案一三号の関係者の中にも、連邦予算の規模について、「均衡のとれた連邦予算とするため、国家の税金を段階的に減らすための憲法改正」をはっきり主張する者がいた。^(註77)

こうして、納税者の反乱は、歳出の反乱に結びつくことが明らかとなった。中間選挙の前後には、州議長会長・コロラド州上院議長シェン・ボー氏ですら、『納税者の反乱』は、いまは、州政府や地方団体に向けられているが、窮極の目標は連邦政府だ」と、既に語るようになっていたのである。

ロ 国民が、各段階の政府の非効率性を不満に思っていた証しとして、いくつかの世論調査がある。

① ニューズ・ウィーク誌が、七八年五月に、全米の納税者を対象として行った全米世論調査では、行政サービスを低下させないで済む減税幅について、一〇%以下とみる人々が二九%、二〇%以下とする人々が二三%と、半数以上の人人が、行政サービスを低下させないで済むと考えている。^(註78)

② 提案一三号成立直前に、カリフォルニア州においてフィールド研究所が行った世論調査では、州や地方団体の予

算を一割削減したとしても、五四%の人々が、現在と同水準の行政サービスを維持できると、みている。そして、二割の削減であっても、四九%の人間は、行政サービスの水準はかわらないであろうと、考えている。^(注79)

③ ワシントン・ポスト紙が一九七八年十月初めに発表した全国世論調査においても「税金は今の水準でいいから、国民生活に役立つよう、もっと効率的に使う」という考えに、六四%もの人々が賛成している。^(注80)

このように、政府の非効率性に対する不満が広く行きわたっていたことが明らかである。

ハ、どの段階の政府の非効率性が、一番不満を感じられていたか。

ギャラップの世論調査^(注81)によれば、連邦政府は四八%の、各州政府は三二%の、地方政府は二五%の、ムダ遣いをしていると、多数派は考えている。つまり、連邦政府が最もムダ遣いをしていると、評価されている。

また、一九七八年六月のギャラップ世論調査でも、良くやっていると評価されたのは、地方政府(三五%)、州政府(二三%)、連邦政府(二二%)の順で、連邦政府の評判が悪くなっている。^(注82)

フォーチュン誌が紹介している多くの世論調査でも、同じ結果が示されている。^(注83) その中で、(イ)連邦政府はムダ遣いをしていると考える人が増加し、現在では七五%以上になったこと、(ロ)連邦政府は強力すぎると、七二%の人々が考えているものの、(ハ)公共サービス(福祉を除く)は六〇%以上の人々が不十分と考えていることが、明らかにになっている。

こうして考えてくると、納税者の反乱は、政府の非効率および支出政策についてのメッセージが、主たる動機であると理解すべきである。そして、連邦政府に対し、非効率性に対する非難が集中的に襲いかかるのは、時間の問題であったと考えることができる。

- (注73) フォーチュン四八頁。ここでは、民衆は減税よりもインフレがコントロールされることを望んでいるとしている。
- (注74) "Sound and Fury over Taxes", Time, June 19, 1978. これは、本稿についての基本的資料の一つで、日本の種々の資料も、これを参考にしてゐるのが多い。
- (注75) フォーチュン四二頁。
- (注76) 前掲名東一二八頁。
- (注77) 香山三七頁。
- (注78) 能勢(II)五〇頁。
- (注79) 能勢(II)五〇頁。
- (注80) (注72)に同じ。
- (注81) 岩田七九頁。
- (注82) Business Week 一九七八年六月一九日号。
- (注83) フォーチュン四三〜四四頁、昭和五三年一〇月九日付読売新聞「このムダ遣い！ 納税者よ怒れ！」(原文 U. S. News & Report) 参照。

3 ま と め

納税者の反乱と歳出の反乱の背景について、眺めてきた。ただ一つの原因でなく、いろいろの原因が複合し、あるいは誘因となっている。

しかし、納税者の反乱は、政府の非効率性・支出政策に対するメッセージであり、反税運動と解すべきではない。これを押し進めていけば、歳出の反乱に連なるのは、当然の運命であった。すなわち、これら両者の本来のメッセージは、ムダ遣いをする政府、政府の非効率率に対する警告であると、解するのが相当である。^(注84)

市民に、「税金は低い方がよいか、高い方がよいか。」とだけ聞けば、低い方がよいという答えが返ってくること、また、「公共サービスがどのくらいあればよいか」とだけ聞けば、公共サービスはもっとほしいとの答えが返ってくることは、明白である。それは、主たる原因とはなりえない。

今回の動きが大きく広がったのは、アメリカの政治思想の変化があることは勿論であるが、減税問題と歳出削減とが切り離されたこと、及び熱心な運動家がいたことが大きい。^(注85) こうしたことは、たまにしか起りえない。それだけに、影響が大きかったと考えられる。

A・C・I・R調査や種々の調査等をみると、政府の非効率性に不満があった。そこでは、税そのものに対する反対の度合は極めて弱く、納税意識に変化はなく、納税者意識が変化している。したがって、これらの動きは、反税運動と考えるべきではなく、プジャード運動とも違うのである。

これらの点を、A・C・I・Rの調査を通じて、もう一度詳しくみつめることとする。

(注84) 前掲近藤六一頁、フォーチュン論文、「The Falsifying Tax Revolt」Washington Post, August 15, 1979 参照。

それだけに、政府が納税者の意向に注意を払うようになると、急速に衰えやすいことも事実である。納税者の反乱及び歳出の反乱も、この傾向にあると思われる。

(注85) 昭和五三年一〇月二二日付日本経済新聞「海外経済週況(米園)」で紹介された全米産業審議会経済研究所フィードラ副所長の発言参照。

三 納税者意識と納税意識

(一) 政府間関係とA・C・I・R調査

納税者の反乱により、もっとも打撃を受けたのは、既述のように、連邦・州・地方政府の中で、地方政府がそうであった。連邦と州は、比較的成長力のある税源を持っていた。その中でも、カリフォルニア州は、州の剰余金を地方政府に配賦して、とりあえずの処理をしたものの、それでも苦勞したようである。こうした巨額の剰余金のないところは、相当苦勞した。地方公共団体のこのウラミが、歳出の反乱に連っているとも、言うことができる。

もっとも、ニュー・デイルを契機として、連邦が多くの内政の分野に積極的に進出したことに地方団体は応じる一方、全米市長会は、連邦政府に対し、社会政策を実現するための財政援助を求め続けてきた。この州を含めた地方公共団体への財政援助が、連邦政府の支出中、もっとも伸び率が高いのも、皮肉である。^(注87)

そうはいっても、財政が厳しいとして、あまりに強く連邦政府の援助を求めることは、州権を第一に考える州・地方政府にとっては、いたしかゆしの面がある。

この観点から、各政府にとって政府間関係（中央政府と地方公共団体、地方公共団体相互間）の改善が問題となる^(注88)とともに、レベニュー・シェアリングについて盛んに論議されるようになって^(注89)いる。

この政府間関係について、諮問に応ずるために議会に設けられたのが、政府間関係諮問委員会(Advisory Commission

on Intergovernmental Relations, 略称 A・C・I・R)である。同委員会は、その検討の参考とするため、一九七二年から一九七七年にかけて世論調査を行っている。そして、その調査は、納税者意識の分析として、アメリカで高く評価されている。

(注 86) ニュー・ディールの進展につれて、連邦政府は、高価な政府へとかわっていった。これに対して、州政府側から連邦憲法の修正運動という形でその批判が具体化したわけであるが、その裏には、連邦政府であるが故に信用できないという州権重視、州第一の考えが反映している。金子善次郎「米国の納税者の反乱」は連邦政府へ「エコノミスト」一九七九年六月五日号参照。

(注 87) 前掲近藤六二頁、林(Ⅱ)三頁参照。

(注 88) 前掲加藤五四頁参照。

(注 89) 米国でも、レバニュー・シェアリング (Revenue Sharing) という、わが国の地方交付税制度に似た制度が、一九七二年暫定的に導入された。当初、その使途が「優先度の高い支出」に限定されていたが、地方自治を制約するものとの批判が強くなり、一九七六年に限定なしと改められた。それでも、まだ不完全であるとか、枠の保障がないとか等の点につき、論議が高まってきた。

この制度は、これまで必ずしも十分に機能したと言えない面がある。そして、連邦政府の行財政に対する国民の監視の目が厳しくなってきたことから、州及び地方の政府に対する財政援助を、より選択的に行ない、州及び地方政府としても、より選択的な行政サービスを明確に示さざるを得なくなったのである。

なお、州・地方政府の財政問題については、白鳥正明「州・地方政府の財政問題」国際金融一九七九年六二三号五〇頁も参照。

(二) A・C・I・R調査

1 調査方法・注意事項

A・C・I・Rは、「国民の希望」が財政に働らきかけることができるかどうか、税金が本当に必要なとき国民はどうするか、連邦政府・州政府・地方政府の関係はいかにあるべきかについて、世論調査を行ってきた。A・C・I・Rが調査を行ったのは、一九七二年三月、一九七三年五月、一九七四年四月、一九七五年五月、一九七六年三月と、今回の六回である。

今回は、一九七五年五月十四日から六月二日にかけて、世論調査協会 (The Opinion Research Corporation) の面接員により行なわれた。調査対象は、合衆国本土の一般家庭の十八歳以上の男女二、九〇二人であり、予め示された質問表を使って行なわれ、そのデータは、ORCの複数のプログラムにより処理された。したがって、十八歳以上のアメリカの国民全体を表わすものと考えてよいと、報告書は述べている。^(注90)

また、報告書では、一九七二年三月調査からのデータも、あわせ紹介されている。このうち、一九七二年三月の調査は、二、一九五人を対象として行われ、^(注91)九つの要素を考慮して行なわれた。^(注92)

その他、注意すべき事項は、次の通りである。

- (a) パーセントが一〇〇以上になるものがあるのは、重複した答えがあるためである。
- (b) 所得分類は、一九七六年の税引前の世帯総所得による。
- (c) 職業分類は、世帯の主たる歳入の獲得者の職業による。一九七七年の調査では、ホリングシード (Hollingshead)

の分類を主に用い、引退者という分類を加えた。^(注93)

(d) 地理的区分は、北東部 (North East)・北中部 (North Central)・南部 (South)・西部 (West) と5つ区分による。^(注94)

(e) 市場規模については、A.C.ニールセン会社の分類による。^(注95)

(注90) 報告書二二頁。

(注91) 宇田川璋仁訳「世論と租税」二頁。これは、一九七二年三月の調査の紹介である。

(注92) 考慮された要素は、次のものである。一九七七年においても、同様である。

男と女

白人と非白人

五つの年令層

自家所有者と借家人

五段階の世帯所得

子供を持つ家族と子供を持たない家族

六つの職業グループ

それぞれ四地域にわけられたアメリカ大陸の各州

大都市地域 (メトロ・ポリタン地域) と非大都市地域 (ノン・メトロ・ポリタン地域)

(注93) 職業別分類は次の通りである。

A. C. I. R 調査の職業別分類	Hollingshead の分類
経営者・専門家・管理者 (Executive, Professional, managerial)	高級経営者 (Higher Executives) 大企業主 (Large Business Owners) 主要専門家 (Major Professionals)
	企業管理者 (Business Manager) 中企業主 (Medium Business Owners) 下級専門家 (Lesser Professionals)
ホワイト・カラー	公務員 (Administrative) 小企業主 (Small Business Owners) 初級専門家 (Semiprofessionals)
	書記又はセールス (Clerical/Sales Workers) 技術者 (Technicians) 零細企業主 (Little Business Owners)
ブルー・カラー { 熟練 (Skilled) 半熟練・未熟練 Semi/Unskilled }	熟練工 (Skilled Manual Employees)
	機械運転者 (Machine Operators) 半熟練工 (Semiskilled Employees)
	未熟練工 (Unskilled Employees)
引退者 (Retired)	

(注94) こまかい区分は、表2参照。

(注95) ニールセンの分類は、次のとおりである。

地域	内 訳
A	25の最大のメトロポリタン地域 (大都市地域) を含むすべてのカウンティ
B	15万人以上の人口をもつその他のすべてのカウンティもしくは15万人以上の総人口をもつメトロポリタン地域のカウンティ
C	3万5千人以上の人口をもつ、その他のすべてのカウンティもしくは3万5千人以上の総人口をもつメトロポリタン地域のカウンティ
D	残りの地域

2 質問事項

質問事項は、毎回同じではなく、少しずつ異っているが、毎回二〜七問質問されている。(各回毎の推移については、表7参照)。

そのうち、公共サービスと政府の関係に関する質問(一九七七年調査第一問)および税の公平度に関する質問(同第三問)は、毎回質問された。また、同第三問類似の質問が、その他にもみられる。

このほか、公共サービスと税負担の関係に関する質問(同第二問)が三回、地方財政危機に関する質問(同第四問)・租税特別措置に関する質問(同第五問)・増税の手段に関する質問が、このほか何回かにわたって、行なわれていて、広範な多くの角度から調査が行なわれたものと考えることが出来る。

表7 質問事項の推移

本稿 別表	原報告書		事 項	問	調 査 の 有 無					
	統計 Table	付表 Table			1972/1973	1973/1974	1974/1975	1975/1976	1976/1977	1977/1978
1	1	A	公共サービスと政府	あなたは、納税額に対して、どの水準の政府から最大の恩恵を受けていると感じていますか。連邦政府ですか、それとも州政府ですか、あるいは地方政府ですか、	○	○	○	○	○	○
2				公共サービスと租税との関係についての主張のうち、あなたの見解にもっとも近いのはどれですか。	—	—	—	○	○	○
3	2	B	公共サービスと税負担	(a) 現在通りの租税とサービスを維持する (b) サービスと租	—	—	—	○	○	○
4					—	—	—	○	○	○

5	3	F	税の公平度	<p>税をともに削減する (c) サービスを増加するとともに増税する (d) 意見なし</p> <p>どれが最悪の租税——すなわち、もっとも不公平な租税——と考えますか。</p> <p>(a) 連邦所得税 (b) 州所得税 (c) 州売上税 (d) 財産税 (e) わからない</p> <p>ここに現在のおが国の主要な税目があります。最も公平な租税はどれと考えますか。</p> <p>(f) 連邦所得税 (g) 州所得税 (h) 州売上税 (i) 財産税 (j) わからない</p> <p>財産税が良税ではないと人々が感じていると思われる、いくつかの理由を掲げてみました。財産税に対する不満の中でどれがもっとも重要な理由となっているでしょうか。</p> <p>主要な中央都市は、現在財政危機にままわれています。これらの中央都市に対し連邦政府が特別援助を与えることについて、あなたは賛成ですか、それとも反対ですか。</p> <p>特別な目的にあてられるため、州政府・地方政府にある程度の資金を供給するとともに、連邦政府はレベニュー・シェアリングという援助を行っています。この仕組みのもとで、最良のものに使うため、年に約60億ドルを州政府と地方政府は受けています。あなたは、このレベニュー・シェアリングという援助に、賛成ですか、反対ですか。</p>	○	○	○	○	○	○
6		F			○	○	○	○	○	
7		E			○	○	○	○	○	
8		G			○	○	○	○	○	
9	4	J	地方財政危機		○	○	○	○	○	
10		J			○	○	○	○	○	
11		D			○	○	○	○	○	

本稿 別表	原報告書		事 項	問	調 査 の 有 無				
	統計 Table	付表 Table			1972 ・3	1973 ・5	1974 ・4	1975 ・5	1976 ・3
12	5		租税特別措 置	いくつかの州では、施設を設置したり、州内で現在の事業を拡大しようとする産業活動に対し、租税特別措置やその他の奨励措置を与える法律を成立させられました。あなたは、こうした政策に賛成ですか、それとも反対ですか。	—	—	—	—	○
13		C	増税の手段	あなたの州政府がかなりの増税を必要とするならば、州所得税・州売上税・州財産税のどれが、最善の方法であると考えますか。	○	—	—	○	—
14		H	々	次の三つの主張のうち、あなた自身の考えに最も近いものはどれですか。 (i) 連邦政府は、付加価値税（一種の全国的売上税）を導入し、それを財源として地方財産税を軽減する。 (ii) 連邦政府は、付加価値税（一種の全国的売上税）を導入すべきでなく、個人所得税を増税して地方財産税の軽減につとめるべきである。 (iii) 連邦政府は、地方財産税を軽減するためこれらの措置のどれもとるべきでない。 (iv) わからない。	○	—	—	—	—
15		I	々	(A) 連邦政府がかなりの増税を必要とするならば、次のどれをその最善の方法と考えますか。	○	—	—	—	—

	(B) 次善の策はどれですか。 (i) 付加価値税, すなわち食糧その他必需品以外のものに課する一種の全国的売上税を徴収する。 (ii) 個人所得税率を引き上げる。 (iii) キヤピタル・ゲインの租税特別措置を縮小し, 又は慈善寄付, 州・地方の税, 医療費等の税額控除を削減して徴収を得る。

(表8 総合により欠番)

3 公共サービスと政府

毎回、政府に対する評価を求めて、次の問が発せられ続けているが、いずれも、その回答の傾向については、あまり変動はみられない(別表1・2参照)。

表9

(問) あなたは、納税額に対して、どの水準の政府から最大の恩恵を受けていると感じていますか。連邦政府ですか。それとも州政府ですか。あるいは地方政府ですか。

連邦政府	1977年5月	36%	26	20	18
州政府	1976年3月	36%	25	20	19
地方政府	1975年5月	38%	25	20	17
わからない	1974年4月	29%	28	24	19
	1973年5月	35%	25	18	22
	1972年3月	39%	26	18	17

連邦政府は、一九七四年の二九%をのぞいて、三五～三九%の支持を受け、もっとも高い。州政府・地方政府は、逆に一九七四年が少し高く、その余の年は少し下って、ほぼ同じ率をしめしている。この年は選挙の年である。

政府の各レベルの中では、一九七七年の調査において、連邦政府は三六%で最も支持を受け、州政府が二六%、地方政府が二〇%の順になっている。この順位の傾向は、毎回同じである。

連邦政府に最高の評価を与えない者は、全国民の三十～四十四歳層、女性の三十～四十四歳層、大学生以上、経営者・専門家・管理者層である。

連邦政府と州政府とが、あまり変わらない評価を与えているクラスとして、女性の十八～二十九歳層および四十五～五十九歳層、大学生、ホワイト・カラー、子供を持つ家庭、一五～二四・九千ドルの世帯所得の層である。これからみる限り、いわゆる知識人や中年層・婦人層にとって、連邦政府は評価が良くない。

これに対して、地方政府を選んだ率が最も高いのは、一九七七年調査では、三十～四十四歳層、女性の三十～四十四歳層、大学在學生以上、経営者・管理者・専門家層、世帯所得一五～二四・九千ドル層である。マネージャー層が地方政府を高く評価するのは、一九七三年頃からみられる。

いずれにしても、州政府・地方政府から納税額に対して最も恩恵を受けているとする者が、一九七二年の三四%から、一九七七年には四六%へと上昇している。このことは、納税者の意識が厳しくなり、州権重視への傾斜的回帰、中産階級の不満を示している。

しかし、それだからといって、反税意識は、うかがうことはできない。レベニュー・シュアリングをとる連邦政府を全体的に高く評価している。やはり、納税意識は健全である。納税とサービスがつりあわないと感じている層が不満を

もっていることが、示されているにすぎない。また、急に納税者が連邦政府に敵しくなったわけでもない。州権再重視のごく緩やかな一つの流れにすぎないようである。そして、それが納税者の反乱・歳出の反乱の原因であると、断定するのは尚早である。

4 公共サービスと税負担

公共サービスと税負担についての調査が、一九七五年から一九七七年にかけて、行なわれている(別表3・4参照)。

これによれば、現在通りの租税とサービスという考えは、次第に増加している一方で、サービスと租税を削減するという考え方は、次第に減少している。したがって、公共サービスが多すぎるという考えが、納税者の反乱・歳出の反乱を招いたという理解は、説得的ではない。が、現状維持もしくは税・サービスの削減のいずれかを、回答者の大多数が支持していることは、確かであり、注目されなければならない。

表10

		(問) 公共サービスと租税との関係についての主張のうち、あなたの見解にもっとも近いのはどれですか。		
		(a) 現在通りの租税とサービスを維持する。	(b) サービスと租税を、ともに削減する。	(c) サービスを増加するとともに、増税する。
		意見なし。		
現在通りの租税とサービスを維持する。 サービスと租税を、ともに削減する。 サービスを増加するとともに、増税する。 意見なし。	1977年 5月	52%	31%	4%
	1976年 3月	51%	30%	5%
	1975年 5月	45%	38%	5%

一九七七年においては、全体的に現状維持が上回り、約半数をしめ、約三割が税・サービス削減を支持している。しかし、その差が近いものはいくつかみられる。男性の十八〜五十九歳層、北東部、西部、農村が、それである。そこには、納税者の反乱が影を落している。

こうした傾向は、過去三年ともかわりがない。ただ、約三〇%が減税を支持していることは注目されるべきである。

5 税の公平度

(1) もっとも不公平な租税

もっとも不公平な租税は何かという質問は、ほぼ毎回行なわれてきた。一九七二年には、財産税をもっとも不公平と

表11

		(問) どれが最悪の租税——もっとも不公平な租税——と考えますか。			
(2)	(1)	1977年			
		5月	北東部	北中部	南部
連邦所得税 (イ)	11	28%	20%	32%	33%
州所得税 (ロ)	33	17	17	15	25
州売上税 (ハ)	17	11	9	10	10
財産税 (ニ)	11	28%	20%	15	20
意見なし (ホ)	5	11	20%	7	25%
		1975年			
		5月	西部		
連邦所得税 (イ)	10	28%	25%		
州所得税 (ロ)	29	23	11		
州売上税 (ハ)	23	11	28%		
財産税 (ニ)	10	28%	30%		
意見なし (ホ)	1	10	28%		
		1974年			
		4月			
連邦所得税 (イ)	11	30%			
州所得税 (ロ)	31	20			
州売上税 (ハ)	20	10			
財産税 (ニ)	10	30%			
意見なし (ホ)	1	11			
		1973年			
		5月			
連邦所得税 (イ)	11	19%			
州所得税 (ロ)	45	13			
州売上税 (ハ)	13	13			
財産税 (ニ)	13	19%			
意見なし (ホ)	26	11			
		1972年			
		3月			

する割合は、四五%と高率を示している。この比率は、質問された租税の中で、最も高い比率である。

この比率は次第に低下していったものの、財産税は、アメリカ国民の目からみて、最も悪い租税——少くとも不公平な租税として考えられはじめ、一九七五年から上昇に転じ、一九七七年には三三%にまで達した(別表五・六参照)。

一九七二年から一九七七年の間、財産税は、連邦所得税と同様に、評価がひきつづきよくない。一九七二年には、財産税の方が、はるかに評価が悪かった。しかし、一九七三年以降は、ほとんど同じか、年によっては、連邦所得税の方が評価が悪くなったが、だいたいのところ、財産税の方が連邦所得税より評価が悪い。この差は、課税標準(財産税の場合は、市場価格およびその評価)に及ぼすインフレーションの影響の度合いによるものと考えられる。

連邦所得税も、財産税について評価が悪いが、連邦のサービスの、身近かでないものが多いから、ある程度はやむを得ないものと思われる。それをうけて、連邦政府も、租税の使い道、行政内容を、知らせ納得してもらう努力を続けている。それでもこの値なのである。

州売上税は、「ゼロ・サム・ゲーム」のように、増加していく財産税の不人気を、外見上示している。一九七五年には二三%であったが、一七%に低下した。

こうしてみると、財産税の評価が悪いのは、以前からのことで、最近急に悪化したわけではない。もともと、財産税が、逆進的ならざるをえない以上、不人気はやむをえない。したがって、納税者の反乱の主たる原因とは、うかがえない。

(2) もっとも公平な租税

(1)と逆の形での質問が、一九七二年と一九七四年に行なわれた(別表7参照)。

表12

(問) ここに、現在のわが国の主要な税目があります。最も公平な租税はどれと考えますか。

西 部	南 部	北 中 部	北 東 部	西 部	南 部	北 中 部	北 東 部	女 性	男 性	全 体	1974年4月				1972年3月					
											所 連 得 税 邦	所 得 州 税	売 上 州 税	財 産 税	い わ か ら な	所 連 得 税 邦	所 得 州 税	売 上 州 税	財 産 税	い わ か ら な
2925	2033	3232	2920	24	23	28	29	23	29	26	34	29	38	43	32	40	36	13	16	13
47	910	129	1117	20	11	16	10	14	13	13	13	9	13	10	11	11	11	16	11	16
1915	1917	2015	2123	27	25	27	18	21	27	24	37	37	35	23	34	32	33	20	13	20
3845	2325	2737	2928	12	16	15	12	15	13	14	6	10	4	9	8	7	7	38	34	38
117	1914	97	1713	18	26	15	32	27	19	23	10	15	10	15	15	10	13	10	16	13
18	26	16	13	34	29	38	43	32	40	36	10	15	10	15	15	10	13	10	16	13
12	12	11	16	13	9	13	10	11	11	11	10	15	10	15	15	10	13	10	16	13
11	13	9	20	37	37	35	23	34	32	33	10	15	10	15	15	10	13	10	16	13
54	34	56	38	6	10	4	9	8	7	7	10	15	10	15	15	10	13	10	16	13
5	16	10	13	10	15	10	15	15	10	13	10	15	10	15	15	10	13	10	16	13

〔参考〕 不公平とする割合

(注) 「」は、1977年調査の数字。

連邦所得税と州売上税とが、ほぼ同じ値を示しつつ支持を失う一方、財産税の評価が持ち直した。地域的にみると、西部では、州売上税の比率が高いのが、目立っている。

(1)に比べ、財産税を不公平とする者が、西部では、一九七二年五四%、一九七四年三八%、一九七七年四五%と、あいかわらず高い一方、公平とする割合は、一九七二年の六%、一九七四年一二%と向上している。財産税はかなり不公平な租税であると評価されているが、見直されつつあるようである。この傾向は、北中部・北東部・南部の順に著しい。

なお、農村の一九%、南部の二九%が、連邦所得税を最も公平であると、信じている。また、南部の三四%が財産税を最も不公平と考えている。これに対し、北中部では五六%、西部では五四%が財産税を不公平としているが、北東部ではその割合は三八%となっている。これらの地域的傾向では、南部と北東部では、やや所得税に好意的で、財産税に対しそれほど批判的でないことが、読みとれるように思われる。

これらを通じて、財産税は最も評価が悪く、逆に意外に評価が良いのが州売上税である。この傾向は、近年続いているものであって、ここ一二年の状況ではない。したがって、財産税の評価が、納税者の反乱・歳出の反乱の主因であるとは、いえないことの証が、ここにもある。

(3) 財産税が不満とされる理由

財産税が、これほど評判が悪く、不満の対象となっているのは、なぜであるか分析する必要がある。この財産税が不満とされる理由については、一九七四年に調査が行なわれた(別表8参照)。

表 13

(問) 財産税が良税ではないと人々が感じていると思われるいくつかの理由を掲げてみました。財産税に対する不満の中で、どれがもっとも重要な理由となっているでしょうか。

イ 低所得世帯にもっとも厳しい。									全 体
ロ いつもはつきりとしていない住宅価格の評価に基づいて課税される。									男 性
ハ 再評価は、衝撃的な申告納税額の増加という結果をもたらす。									女 性
ニ 家をもつことを断念せざる。									
ホ 増価は紙上のみで、売却しなければ住宅所有者の手もとにあるのに、当初の住宅購入価格以上の価格により課税する。									
ヘ 財産税は、他の税よりも急速に増加してきた。									
ト 意見なし。									
チ 財産税が良税でないという見解には同意できない。									

「低所得世帯にもっとも厳しい」が二七%と、もっとも高い割合を示している。このことは、財産税の逆進的性格に不満を示している者が多いことを、示している。しかし、このことは、財産税の性格上ある程度はやむを得ないことである。

ついで、「いつもはつきりとしていない住宅価格の評価に基づいて課税される。」が、二二%と第二位となっている。

この評価についての不満は、全体としては第二位であるが、第一位になる場合がある。それは、四十〜四十九歳の層、大学生、専門家、管理者、書記・セールスである。知的な層・年次が多いようである。西部でも、この理由を掲げる層は、それほど多くない。このことは、財産評価の方法についての不満が、納税者の反乱・歳出の反乱の、一つの誘因にすぎないことを示すものである。

あとは、「家をもつことを断念させる。」「増価は紙上のみで、売却しなければ住宅所有者の手もとにあるのに、当初の住宅購入価格以上の価格により課税する。」「財産税は他の税よりも急速に増加してきた。」が、区別できない状態で続いているが、たいした割合ではない。これは、これらが、納税者の反乱や歳出の反乱の背景ではないことを、示している。

6 地方財政危機

(1) 連邦政府の地方団体への財政援助

財政危機に、地方公共団体がままわれている。提案一三号成立前に、ニューヨーク市が破産の危機に直面したほか、いくつかの地方公共団体が財政危機に直面している。その中で、納税者の反乱に相遇し、いよいよ苦しくなった地方公共団体側が、歳出の反乱の片棒をかついだということもあり、地方財政危機についての世論の動きを知るとは、納税者の反乱・歳出の反乱の理解に有益である。

連邦政府の地方公共団体への財政援助については、一九七六年および一九七七年に質問が行なわれた(別表9・10参照)。

表 14

(問) 主要な中央都市は、現在財政危機にままわれている。これらの中央都市に対し、連邦政府が特別援助を与えることについて、あなたは賛成ですか。それとも反対ですか。

賛成 反対 意見なし	全体に対する割合		地域別割合 (1977年)			
	1977年5月	1976年3月	北東部	北中部	南部	西部
43%	44	40	58%	38%	38%	41%
12	12	8	13	15	11	

アメリカ国民は、財政援助に対し、相半ばする見解を示している。一九七六年では、賛成四八%——反対四〇%であった(北東部では七〇%が賛成している。)が、一九七七年には、賛成四三%——反対四四%とかわり、反対がごく僅かではあるが増加している。とくに、一九七七年には、西部・南部・北中部では反対が賛成を相当上回っており、その変化は対照的である。これらの地域は、反乱の嵐が主として吹きあれたところでもある。

また、一九七七年で、賛成が反対を上回っているのは、十八歳—二十九歳層、被庸者・ブルー・カラー、世帯所得九万九千ドル以下といった、いわば低所得層である。これは、連邦政府の援助によって恩恵を受けているのを、知っているのかもしれない。

一九七六年の調査でも、ほぼ同様の傾向がみられる。ただし、老人層(六十歳以上)、農村、自家所有者といったと

ところで、反対が賛成を上回っている。

いずれにしても、地方公共団体に対して高所得層が支持の一票を投じ、低所得層が連邦政府に対して一票を投じている。この一九七六年から一九七七年にかけての変化の中に、納税者の反乱の芽をみることが、できないわけではない。しかし、争点となっていないことから、納税者の反乱の原因をうかがうには、適當ではない。

(2) レベニュー・シェアリング

(1)で、連邦政府が中央都市に対し特別財政援助を与えることについて、回答者の答えは賛否相半ばし、一九七七年では、僅かではあるが反対が多くなったことが示されている。同様の質問が、レベニュー・シェアリングにシほって、一

表15

賛成 反対 意見なし	1976年 3月		1975年 5月		地 域 別 割 合
	1976年 3月	1975年 5月	1976年 3月	1975年 5月	
19 21 60					北 東 部
23 22 55					北 中 部
22 16 62					南 部
25 17 58					西 部
18 21 61					
21 28 51					
18 20 62					
25 21 54					
16 31 53					
20 23 57					

(問) 特別な目的にあてているため、州政府・地方政府にある程度の資金を供給するとともに、連邦政府はレベニュー・シェアリングという援助を行っています。この仕組のもと、最良なものに使うため、年に約60億ドルを、州政府と地方政府はうけています。あなたは、このレベニュー・シェアリングという援助に賛成ですか。反対ですか。

九七五年、一九七六年にわたって行なわれた(別表11)。

この制度は、一九七二年の州・地方財政援助法によって創設され、その後、一九七六年に地方財政調整制度の改正によって、範囲が拡大され、かつ金額も増加した。これによって、一九七二年から一九八〇年九月末までにかけて、合計五五八億ドルが配分されることとなっている。本問は、ちょうど、この改正時に行なわれている。^(注96)

この調査からは、レベニュー・シェアリングが圧倒的に支持され、かつ支持が増加している。そして、南部だけは反対が増加している。

特別財政援助について、一九七五年から一九七六年にかけて賛成が減少し反対が増加しているが、レベニュー・シェアリングについては、一九七六年から一九七七年にかけては、賛成が増加したことになる。

レベニュー・シェアリングの改正は、地方側の要望によるものであるから、地方側に不満はないはずである。さらに、レベニュー・シェアリングに対する支持の向上は、国民が歓迎しはじめたことを示している。したがって、地方に対する特別財政援助は、決して国民が反対するものでなく、州権を強化するものとして評価されているのである。レベニュー・シェアリングの強化拡充は、納税者の反乱・歳出の反乱の背景ではないのである。

(注96) 当初は、一九七二年から一九七六年までの五年間に三〇二億ドルが配分されることになっていた。これを単純平均すると、年に約六〇億ドルとなる。

7 租税特別措置等

租税特別措置等について、いろいろの意見が示されていることは、周知のとおりである。^(注97)

ところで、租税特別措置は、弊害をカバーしてなお余りあるほど政策的効果が期待される場合には認められなければ

ならないが、決して安易に新設すべきものではない。そして、租税特別措置の評価は、政策手段としての有効性と附随して生ずる弊害の程度を十分検討して行うべきものと考えられる^(註98)。こうした考え方にたつて、日本は、いろいろの租税特別措置を講じているが、アメリカ各州も租税特別措置等を行っている。これに対して、アメリカ国民がどのような評価を与えているか、興味深いものがある。

租税特別措置等についての質問は、一九七七年に始めて行なわれた(別表12参照)。

表16

(問) いくつかの州では、施設を設置したり、州内で現在の事業を拡大しようとする産業活動に対し、租税特別措置やその他の奨励措置を与える法律を、成立させてきました。あなたは、こうした政策に賛成ですか、それとも反対ですか。

賛成 反対 意見なし	地域別割合				
	全体にしめる割合	北東部	北中部	南部	西部
50% 36 14		57% 30 13	48% 38 13	52% 30 18	42% 49 9

租税特別措置等について、回答者の五〇%が賛成し、反対は三六%にとどまっている。連邦政府の財政援助に厳しい見解を示す回答者ならば、一種の補助金と考えることのできる租税特別措置等について、もっと否定的であつてよいはずである。しかし、全体的に賛成の意向を示した。

反対は、西部(四九%)のみである。賛成・反対がほぼ同じ様なものとしては、農村地域(四二%)・被庸者(四〇%)、十八〜二十九歳の女性層(四〇%)がある。これに対して、賛成が六〇%を上回るものとしては、世帯所得二万五千ドル以上の層(六一%)、三十〜四十四歳の男性層(六一%)、大学卒業者(六四%)、経営者・専門家・管理者層(六四%)がいる。

こうしてみると、中流あるいは上流階級が、レベニュー・シェアリングに対し支持を与えている。そうでない階層は、それが国民に与えられないことに、不満を示したのかもしれない。他方、北東部で五七%が賛成を示していることは、経済発展のための刺戟が必要となっていることを、示しているよう。

いずれにしても、福祉についての考えと正反対のデータである。アメリカ国民の納税者意識が、変わりつつあることを示している。

(注97) たとえば、金子 宏・武田昌輔編集代表「税法の基礎知識」一六頁、泉 美之松著「税についての基礎知識」第四章

参照

(注98) 前掲泉第一四章参照。

8 増税の手段

(1) 州政府が増税を行う場合

増税を行う場合には、どの方法・手段がよいかについて、過去三問が質問されている。

まず、次の質問は、一九七二年と一九七六年に質問されたものである(別表13参照)。

表 17

(問) あなたの州政府が、かなりの増税を必要とするならば、州所得税・州売上税・財産税のうち、どれが最善の方法であると考えますか。

西 南 北 北 部 部 中 東 部 部 部 部	全 体	1976年3月				1972年3月			
		所得州 税	売上州 税	財産 税	その他	所得州 税	売上州 税	財産州 税	その他
	25								
	45								
	10								
	6								
	14								
	25								
	46								
	14								
	5								
	10								

この問に対し、回答者は、州売上税を第一位にしている。その比率は、一九七二年が四六%、一九七六年が四五%と、あまりかわらない。

兩年とも二五%が州所得税の方を望み、財産税はさらに少ない。一九七二年は一四%、一九七六年は一〇%と、財産税の支持率は、極めて低い。

これに対し、世帯所得五千ドル未満の者では、売上税を最善とする者が、一九七六年でも、三二%にのぼっている。

もっとも、一九七二年には四〇%であったから、支持率は若干低下している。なお、この層では、財産税の支持率も低下しており、その分「わからない」とする層が、大幅に増加している。

こうした売上税の評価は、五(2)にも示されている。このことは、一九七三年に財産税の利用を制限しようとする提案が、四州において否決されたことの前徴であると、解することができる。また、人々は、知らぬままに納める税を、もっともよく受け入れるということをも、示している。

(2) 財産税を軽減するための方法

一九七二年に、増収手段として、付加価値税、財産税、個人所得税を提示したうえで、財産税を軽減するための方法について、質問を行っている(別表14参照)。減税を主張する以上、何らかの代替策を考えているはずであり、興味深い質問である。

一見、何の措置もとるべきでないとするのが最も多く、四四%を占めていて、直ちに財産税を減税すべきでないとする考え方が、多数を占めているようである。

しかし、付加価値税の徴収もしくは個人所得税の増税による財産税の減税を主張する者は、合計五六%と、現状維持を上回る。ただし、女性だけでみると、何らの措置もとるべきでないとする者が、圧倒的に多い。

財産税減税の場合の方法としては、売上税の方が多い。これは、(1)からもうなづけるところである。ただし、何の措置もとるべきでないとする者が若干多いので、それほど売上税の要望は強くないのではなからうか。

どうも、この表からは、何の措置をとるべきでないとする者と、何らかの方法で増税しその財源で減税すべきであるとの両説が、相半ばしているようである。いずれにしても、財産税が不人気であったことは、明らかである。

- (問) 次の三つの主張のうち、あなた自身の考えに最も近いものはどれですか。
- (甲) 連邦政府は、付加価値税(一種の全国的売上税)を導入し、それを財源として、財産税を軽減すべきである。
- (乙) 連邦政府は、付加価値税(一種の全国的売上税)を導入すべきでなく、個人所得税を増税して、財産税の軽減につとめるべきである。
- (丙) 連邦政府は、財産税を軽減するための、これらの措置のどれもとるべきでない。
- (丁) わからない。

質	問	全	男	女
		体	性	性
(甲) 連邦政府は、付加価値税(一種の全国的売上税)を導入し、それを財源として、財産税を軽減すべきである。		32	35	29
(乙) 連邦政府は、付加価値税(一種の全国的売上税)を導入すべきでなく、個人所得税を増税して、財産税の軽減につとめるべきである。		14	17	11
(丙) 連邦政府は、財産税を軽減するためのこれらの措置のどれもとるべきでない。		44	40	48
(丁) わからない。		10	8	12

(3) 連邦政府の増税の方法

連邦政府が増税を必要とする場合、どういう方法をとるべきかについて、最善の方法と次善の方法を尋ねる質問が、一九七二年に行なわれている(別表15参照)。

一般国民は、連邦政府が「増税」を要求する場合には、税額控除等の抜け穴をふさぐことを求めており、その割合は

表 19

<p>(問) A 連邦政府がかなりの増税を必要とするならば、次のどれを最善の方法と考えますか。 B 次善の策はどれですか。 (甲) 付加価値税、すなわち食糧その他必需品以外のものに課する一種の全国的売上税を徴収する。 (乙) 個人所得税率を引き上げる。 (丙) キャピタル・ゲインの租税特別措置を縮少し、又は慈善寄付、州・地方の税、医療費等の税額控除を削減して、税収を得る。 (丁) わからない。</p>	質 問		最 善 の 方 法				次 善 の 方 法															
	全体	専門家	西部	全体	専門家	西部	全体	専門家	西部	全体	専門家	西部										
(甲) 34	(乙) 10	(丙) 40	(丁) 16	41	12	38	9	40	7	44	9	29	18	27	26	28	23	33	16	32	16	18

四〇%の高率に達している。キャピタル・ゲインの租税特別措置の縮少を含んでいるとしても、これだけの高率を示している。それだけ、税制の公平を求める度合が強いことを、示している。なお、十八〜二十九歳の若年層は、四五%が

抜け穴をふさぐことを要望し、三五%が付加価値税を要望している。

付加価値税を要望する者は、三四%に達し、第二位である。次善の策の中では、付加価値税が第一位である。二九%が付加価値税を次善の策として選択するのに対し、次善の策として抜け穴の撤廃を選択するのは、二七%である。

(1)で、州の活動を問題としたとき、売上税を選択し、ついで州所得税を選択したのと比較すると、実に対照的である。この相違は、連邦の方があまり信頼できず、連邦なるが故に信頼できないという気持の現われである。その意味で、納税者の反乱・歳出の反乱を象徴するデータであると考えられる。ただし、断定できる自信はない。

9 要 約

① アメリカ国民は、財産税について非常に悪い評価を与えている。これは、急に悪化したわけではなく、昔から続いているのであるから、財産税の不評が、納税者の反乱や歳出の反乱の主たる原因であると、考えるべきではない。

この財産税の不評の原因としては、財産評価の方法・システム、財産税の急速な増加、当初購入価格以上の課税標準価格などが、あげられているが、それほど大きい原因であるとは認められない。

これに対して、意外に評判がよかったのは、州売上税であった。これは、知らぬままに納める税を、人々は最も良く受け入れることを示している。

同じような税である連邦付加価値税は、それほど評価がよくない。州売上税との違いは、政府と国民との距離の違い、すなわち、地方政府の方が国民に近く、そのサービスを理解しやすく、地方団体のサービスに評価を与えやすいということを示している。そうでないと、この違いは説明できない。また、同じようなサービスをしていても、州があつてこそその連邦であり、その州の権限の一部を連邦に与えたのであり、連邦なるがゆえに連邦を信頼できないと

いうことをも、示している。

こうした地方団体に対して評価が下される中で、サービスや仕事ぶりに不満があれば、相当厳しい評価が下され、大きな反発を招くのは当然のなりゆきである。地方団体は、昔から、それなりの評価を受けている。

しかし、別の調査によれば、地方団体についても非効率性が指摘され、不満が高まっていることが、明らかである。この点は、A・C・I・Rの調査では示されていない。この地方団体の非効率に耐え切れずに、納税者の反乱が発生した。まさに、提案一三号の提案者は、このことを言明している。

地方団体が非効率であり、それが非難されるとすれば、連邦政府なるが故に信頼できないという風評のあった連邦政府に対し、非難が集中していくのは、自然の運命であった。それが、歳出の反乱である。

このように考えの根拠の一つとして、サービスの水準については、現状維持を支持する割合が高いことは、かわりがない。もし、ビッグ・ガバメントがだめだと考えているならば、表10の問に対して、もっと異なる数値を示していたのではなからうか。ビッグ・ガバメント自体を、納税者は否定しているとは、考えられない。

また、ビッグ・ガバメントになった故に、発生したとも言うことができるレベニュー・シェアリングに対しても、相対的の支持が与えられている。この制度は、地方団体側の要望に基づいて、設けられた。まさに、この制度は、州権重視の考え方と一致するもので、ビッグ・ガバメントに反対する者が、支持するはずはないからである。もっとも、ビッグ・ガバメントへの支持は、低下しつつあることも確かであり、この点からは、納税者の意識は変わりつつあると、言うことができるかもしれない。

なお、地方団体の公共サービスと国民の負担する租税との間に、すき間が生じたことが、納税者の反乱を加速したこ

とを、完全に否定できない。たとえば、すみ分け社会であるアメリカに残った人種差別を解消しようとして、バス通学を行っている州が多くなっているが、これによって恩恵をうける黒人側が、このバス通学の費用をほとんど負担していない。このため、結果的に一般財源である財産税が負担する（主として、白人中産階級が負担することになる。）ことになりがちであることを、いわゆる中産階級が、好ましく思っていないと、報道されている。

しかし、この点については、他の調査でもこの調査では十分には解明できない。

しかし、連邦は、地方団体より納税者から遠い以上、十分に公共サービスと租税との関係を理解してもらおう努力が必要であることを、教えてくれている。アメリカは、この点について相当な努力を払っているが、若干不十分であったのであるうか。判断の材料がないので、断定することはできない。

(三) ヨーロッパの最近の動き

納税者の反乱の動きの中で、こうした動きは、デンマークや西独などにも類似の動きがあると報道された。^(註99) このほか、ベルギーでも税金反対党が昭和五十三年十二月十七日の総選挙で議席を得たし、^(註100) 英国においても、政権が昭和五十四年、労働党政権から、個人所得減税・公共支出の削減、国有部門の民間への移管を公約としたサッチャー保守党政権にかわった。こうした動きから、世界的に福祉の見なおしの傾向にあると、理解する者が多い。

高福祉国のスウェーデンは、高い税負担でも有名である。一九七六年の総選挙で、スウェーデンの反社民三党（中央党、保守党、自由党）連合は、「個人所得減税」を政策の柱に打ち出し、社民党政権を破った。しかし、保守連合政権は、「個人所得減税」を実施したが、付加価値税が引き上げられ、高福祉政策については手をつけられなかった。それ

は、国民自身が長い間享受してきた豊かな生活の維持を望んでいたからであると、いわれている。^(注10) 現に、スウェーデンのムンデヴー蔵相も、インタビュに答えて、「一九七六年の政権交代は、政権があまりに長期化し、政府の権力が大きくなりすぎたことへの反省から行なわれたもの」と、語っている。^(注10)

また、日本経済新聞の高齢化問題取材班の取材によれば、誰に聞いても、税金の九〇％は正しく使われていると答えたとのことである。そこには、政府と国民の「信頼関係」が保たれ、福祉を自らのこととして考え、「共に生きる」^(注10) 社会の建設も、その一環としてとらえられている。これは、いろいろの報道でも、共通している。そこには、高い税負担を支払う納税者意識・高い納税意識を、見出すことができる。

このスウェーデンの高い納税意識・納税者意識については、一九六九年に行なわれた世論調査^(注10)でも明らかにされているところであるが、その後変わりはないようである。

(注99) 谷山治雄「一般消費税と税・財政の民主的改革のための議論」経済一九七九年四月号、名東孝二「欧米の反税闘争が教えるもの——財政民主主義確立のために」公明昭和五三年一〇月号参照。

なお、西ドイツでは、昭和五四年五月市民党が発足した。この政党は、税負担の軽減を掲げており、反税政党の色合いが濃い。

(注100) 昭和五三年一月九日付日本経済新聞参照。

(注101) 昭和五四年五月二五日付読売新聞「西欧政治の新赛季③」参照。

(注102) 昭和五四年五月二二日付朝日新聞「スウェーデン蔵相、自国財政を語る」参照。

なお、一九七九年九月の総選挙では、社民党は政権に復帰できなかった。

(注103) 昭和五四年八月二三日付読売新聞「共に生きる——ヨーロッパの福祉」参照。

(注104) Joachim Vogel, "Taxation and Public Opinion in Sweden", National Tax Journal, Vol. 27, No. 4, pp. 499~

この一部は、一河秀洋「利子・配当所得の総合課税と納税者番号制に関連して」税経通信三四巻四号に紹介されている。

四 日本の納税意識と納税者意識

1 読売・ギャラップ調査

納税者の反乱および歳出の反乱と、世論調査とを比較検討しつつ、アメリカの納税者意識・納税意識の動向を眺めてきた。そして、極めて簡単に欧州のそれについて眺めたので、日本のそれについて、詳しくは稿を改めることとして、比較のために、簡単に眺めることとする。

昭和五十四年五月発表された読売新聞社と、米ギャラップ世論調査所との提携による日米同時世論調査（以下、「読売・ギャラップ調査」とよぶ。）は、初めて、両国民の生活意識について、同じテーマで同時に行なわれたものである。(注④)これによれば、日米ともほぼ安定した社会であって暮し方には多くの共通項があるものの、宗教など伝統的価値観には、かなりの大きな違いがあることが、明らかにされている。

本調査では、「あなたは、税金がかなり高くなって、福祉を充実させることを望みますか。それとも福祉はともかく、税金が安いことを望みますか。」との問が発せられている。

日本の場合、「福祉の充実」を望む人は四三・六%をしめ、「税金を安く」の四八%に接近している。これに対して、アメリカは、「安い税金」を望む声は七三%で、「福祉の充実」を求める一四%を大きく上回っている。そして、日本では、「福祉の充実」を求める率が若年層が高く、四十歳代で低く、老齢層でまた高くなるのに対し、アメリカでは若く

なるほど高くなっている。

これは、A・C・I・Rの調査と少し傾向を異にする。しかし、「福祉はともかく」の条件があるので違っているものかもしれない。

アメリカの数字は、米国民の納税者意識の高さと、伝統的な自助精神とを示している。別の調査をみても、福祉の水準そのものを下げるといふ調査結果は、あまりみあたらない。「われわれの税金が価値あるものに使われていない」といふ不満が、条件付のもとで表われたものと解するべきである。

しかし、日本は、福祉とは、国や自治体から何かをもらえるものと、考える傾向がある。^(注106)それは、まさに、日本人は、国を母親、自分を子供のように考え、政府は母親には際限もなくサービスを委ねるといふ甘えの表われである。^(注107)条件付のものとはいえ、この違いは相当大きい。

(注105) 昭和五四年五月三日付読売新聞紙上に発表。

(注106) 昭和五四年五月三日付読売新聞の解説記事中の富田教授の指摘。

(注107) 竹内靖雄『小さな政府』のための税金哲学』ヴォイス一九七九年四月号参照。

2 市民生活意識研究会調査と総理府調査

日本人の納税心理を研究している学者グループ「市民生活意識研究会」(代表・多湖輝千葉大教授)は、最近二回にわたって調査結果をまとめた。昭和五十三年四月にまとめた「納税者の心理研究」^(注108)、及び昭和五十四年三月にまとめた「納税者の意識調査」がそれである。^(注109)

(1) 税に対する意識

同研究会は、税に対する意識を、二つに分けている。A型(アメリカ型)は、「納税は、市民社会の繁栄のために、

市民が積極的に協力すべきもの。同時に、税金が有効に使われているかどうか、常に監視すべきもの」という考えである。もう一つのL型（ラテン型）は、「税は、権力者が一方的に徴収し、勝手に使うもの。だから、できるだけ取られまいとし、いったん納めると、使途への関心は薄い」というものである。この中間をM型とよんでいる。

第一次調査（昭和五十三年四月発表のもの）では、L型三四％、M型三六％、A型三〇％となっており、L型の人ほど「脱税はやむを得ない」と考えている。これが、第二次調査（昭和五十四年三月発表のもの）では、東京地区では、A型が三六・三％と一番高く、L型三一・三％、M型二四・四％となっているのに対し、大阪地区ではL型が三七・五％と一番高く、M型二六・四％、A型二一・三％と、相違を示している。しかし、東京地区は建前を重んじ、大阪は率直に表現するという気質傾向の差を考えると、両地区の差はないし、両調査に差はないと、考えられる。

これは、総理府の行った世論調査（以下、「総理府調査」とよぶ^(注10)）をみると、「国や社会を維持していくために支払う会費のようなもの」とする比率が、昭和四十六年に一九％であったのが、昭和四十八年には三三％に向上している。このことを考えあわせると、ゆっくりとはあるが、A型の方に移行しつつあることを示している。

社会意識は、永年の社会風土の結果によって形成されてきたものであるから、容易にはA型に移らないとしても、できるだけA型となるよう、根気よく努力していくことが必要である。青色申告の町宣言・諸税完納の町宣言といった各種の宣言や手続概念のより積極的な導入に努めるとともに、税金の使い途を知らしめ、納税者のできるだけ信頼してくことが、課税官庁としては、う遠ではあっても近道となるのでは、なからうか。そして、歳出の使い方について、国民の意見表明があれば、立法府に何も手を加えることなく、伝えることは、フィード・バックという意味でも、一考に値するよう思われる。

(注108) 調査期間は、昭和五二年一月一九日～二月二八日、調査地域は、東京二三区である。このうち、農業自営者は、千葉県八千代市、佐倉市、成田市に住む者である。この内容は、昭和五四年二月二日付読売新聞「徴税——⑧納税気質」で紹介されている。

(注109) 調査期間は、昭和五三年一月一三日から二四日、調査地域は東京地区および大阪地区。ただし、農業自営者は、それぞれの地区の近郊農業地帯に住む者である。

この内容は、税務総務昭和五四年五月八日号および同年六月二二日号(武田享)、納税通信昭和五四年五月一四日号に紹介されている。

(注110) 昭和三八年一〇月「税金と予算に関する世論調査」(内閣総理大臣官房広報室)(世論調査報告書昭和三八年八月)六頁による。

(2) 税負担に対する考え方

第一次調査では、はっきりした質問はされていないが、第二次調査では、明確に質問されている。

両地区とも、「高福祉・低負担型」、つまり社会福祉や教育行政の充実は望ましいが、自己の税金が今より高くなつては困るとするものが一番多く、東京では六五・八%、大阪七三・八%となっている。これに対し、「高福祉・高負担型」は、東京三七・八%、大阪三一・三%で、高年齢になるにつれて増えている。

これに対し、総理府調査では、「福祉水準を高めること」又は「減税をすること」の何れに今後重点を置くべきかという形で質問がなされている。^(注111)このときは、「福祉水準を高めること」が三五%、「減税」が二七%となっている。第二次調査の方が、やや高福祉・低負担をより指向している数値を示している。

それにもかかわらず、国民の税意識は健全であると思われる。「苦痛は感ずるが、法律に定められているから納税する」が第一次調査九四・七%と極めて高いのに比し、「マスコミや消費者団体に働きかけて反税運動に参加する」のが、

第一次調査一三・八%、第二次調査一〇・八%と少ない。

他方、「税金が戻ってくる可能性があるなら面倒がらず申告する」のが、第二次調査八四%、「節税のため自分で勉強する」が第二次調査七〇%、「損しないよう税の専門家に相談する」六三・二%と、税に対し積極的な姿勢を示すようになってきている。

さらに、「税金がどのように使われるかについて、もっと関心を持ちたいと思う」が、第一次調査八八・六%、第二次調査八〇・五%、「税金が上から取られるものでなく、国が自ら進んで納めるべきものである」が、第一次調査八六・二%、第二次調査七八・六%と高率を示している。

こうした国民の納税意識の高くなっていく傾向と関心の強さに対し、課税官庁も積極的に応じていく必要がある。それが、I型からA型により進んでいくことに資し、プジャード型反税運動を防ぐことになる。けれども、課税官庁としてやりうることは、限度がある。

(注川) 総理府調査一三頁。

(3) 公平感

第二次調査では、「税金の負担が公平でないから税金を払うのに抵抗を感じる」が六九・三%と、高率を示した。総理府調査でも、「公平とは思わない」という者が六七%の高率を示しているように、不公平感が強い。

日本の平均的サラリーマンの所得税負担率は、第二次調査では、「まあまあである」三六・六%、「かなり高い」一六・四%となっている。もっとも、開業者では、約二七%が低いとみている。ところで、総理府調査では、「サラリーマンの税金が重い」とするのが、四六%もある。これらを考えあわせると、サラリーマンの方に、不公平感が強いことにな

る。

したがって、国民の不公平感をなくすように努める必要がある。しかし、課税官庁としては、やるべきことに限度がある。執行上できるだけのことをやるとともに、納税者に理解を得るよう周知をはかるしか、方法がないと思われ^(注12)る。

(注12) このほか、NHKの実施した世論調査(税務経理昭和五四年三月二〇日号一三頁)でも、六二%が税金に強い不満を示している。そして、その不満の原因としてあげられたものの中には、「税金のかけ方が不公平」とするものが、四七・一%と最高の率を示している。

3 国民選好度調査

昭和五十四年三月、経済企画庁から国民選好度調査結果が発表された。この調査は、適切かつ有効な福祉政策の立案のためには、国民のニーズ意識の確な把握が必要であるとして、三年に一回行なわれている。今回は、昭和五十三年十月末から十一月初めにかけて、調査が行なわれたものである。^(注13)

調査の目的上、税についての質問は一間にすぎない。この中で、増税負担が五四・〇%と過半数を示していることが注目される。すなわち、「税金など個人の負担が増えるのは当然である」七・九%、「ある程度負担が増えるのはやむを得ないだろう」四六・一%となっているのである。

ただし、質問が社会施設や社会保障を積極的に充実するためには、ある程度税金など個人負担が増加しても、やむを得ないという考え方に関するものになっており、若干割引く必要がある。納税者意識の新しい動向とみるのは、若干無理であろう。

(注13) 税務経理昭和五四年四月六日号の解説(北村幸久)八〇一頁参照。

四 おわりに

これまで、「納税者の反乱」と「歳出の反乱」を検討し、両者は一つの流れのものとして理解できるし、そのように理解すべきであることを述べた。一連の納税者の行動は、政府の非効率性を批判するものであって、それが正当な方法でないことを十分知ったものであり、決して「反税」運動と評すべきものでない。まして、プジャード運動と同様に評価するものは、正確な評価とはいえない。プジャード運動の場合、課税官庁も相当苦勞したが、それを改めたり注意することはあつたようである。しかし、今回の納税者の一連の流れは、税金の使い途をよく周知するより、対応の余地が課税官庁には、とりようがなかつたのである。(註四)

これを、A・C・I・R調査を中心に、いくつかの世論調査によって、納税者意識と納税意識の動向という面から、眺めてきた。

アメリカの納税意識は依然として健全であつて変りはない。ただ、アメリカの納税者の意識が、政府の効率性を強く求めるようになってきた点で、変りつつあるのであつて、この区別が必要である。

これに対して、日本の納税意識・納税者意識は、アメリカ型に近づきつつあるが、まだ伝統的色彩が残されている。国としても、温かく見守りつつ、タックス・ペイヤーとしての意識をもたせるように、国としても手助けすることが必要である。(註五) 単純な歳出効率化という尺度からは、理解されにくいかも知れない。しかし、少しづつでも納税者の理解を

求めるように努力することが大事なのである。

その間、国（課税官庁を含む。）にとって耳の痛いことも多いであろう。しかし、決して性悪説にたつては、ならない。性悪説にたつていなければ、そこまでは行かなかつたのではないかということも、あつたのではなからうか。

日本の納税者心理についての研究は、少ない。^(註)これから一層の研究発表がなされることが望まれる。

世論調査が多数行なわれ、その中で税についての質問がいくつかみられる。今後とも、こうした世論調査をあわせて検討することにより、日本の納税意識・納税者意識の特徴と、その行政手続に与える影響について、興味深いものが明らかになると思われる。

(注114) 昭和五四年八月二一日付読売新聞「世界の論調々欄、「怒りの納税者、告発ホットラインに殺到」参照。原文は、一九

七九年八月二〇日付U・S・ニュース・アンド・ワールドリポート誌収載のものである。

(注115) 税の問題は、結局は、その時々々の政治的矛盾の集中表現である。したがって、政治状況如何が税金問題にハネかえることが多い。

しかし、革命の引き金に税が多きことも事実ではあるが、その反税性には、種々差異がみられることを、忘れてはならない。なお、遠藤湘吉「革命と税金」財政一九五三年一月号（一八卷一―一號）参照。

(注116) 最近、発表された行政管理基本問題研究会の「今後における政府・公共部門のあり方と行政改革」報告でも「対国民の關係においては、積極的に行政における給付と負担の明確化を図り、タックス・ペイヤ―（納税者）意識向上のための施策を用意しなければならない」としている。

(注117) 数少ない納税者心理の文献としては、次のものがある。

- (i) 丸山高満「租税意識とその形成についての一考察」(1)〜(2)自治研究四七卷一―一號〜五二卷九号。
- (ii) 中西 清「納税者の心理」(1)〜(6)「財政一八卷一―一號〜一九卷九号」。

(四) 田口和夫「租税心理学について」税務大学校論叢二二号。

(一九七九年八月二六日了)

〔補論〕

一九七九年十一月六日、全米各地で統一地方選挙が行なわれた。同じ日に、カリフォルニア州では住民投票も行なわれた。この住民投票には地方財政支出を制限し、地方自治体の財政膨脹に歯止めをかけようとした「提案四号」が付され、賛成七三%、反対二七%で可決された。

提案四号は、一九七八年の提案一三号の共同提案者の一人P・ガンによって提案されたもので、同氏は、「野放図な政府の拡大に歯止めをかける理にかなった提案」と、自画自賛している。

提案四号は、一九七八年七月から一九七九年六月までの一二カ月間を基準年度とし、各自治体は、地域内の人口と消費者物価指数もしくは一人当たり個人所得が増加した場合にのみ、調整措置として基準年度を上回る支出を認める。そして、自治体の収入が支出の上限を上回った場合、各自治体は二年以内に減税や公共施設使用料金の引き下げを通じて、余剰収入を納税者に還元するよう、義務づけている。

この提案は、「納税者の反乱」「歳出の反乱」の趣旨、目的を一步すすめたもので、同じ流れの中の現象であると考えられる。したがって、各政府が納税者の意識の動向をよくくみとろうとしている現在、改めて全国的に広がることは、まずないと思われる。しかし、十分、今後の動向を注視していく必要があることに、かわりはない。

また、提案四号の成立によって、今後三年間に六〇億ドルの減税になるとの見込みが、一部にはあるよう

である。しかし、提案四号が実際にどの程度の影響をもつかについては、疑問がある。物価スライド制を導入することにより、インフレが続けば、歳出は増加する。逆に、インフレが収まれば、歳出抑制のしわ寄せが福祉面に集中することになる。いつの日か、揺り戻しが来るのではあるまいか。

日本でも、財政再建問題からんで、納税者の意識が高まりつつある。課税庁としては、納税意識と納税者意識をみきわめつつ、租税法を適正に執行し、あわせて、歳出の使途をより知ってもらうよう努力を続けることが、ますます必要になってきつつあるように思われる。

(参考文献の追加)

- 一 昭和五十四年十一月六日日本経済新聞テレックス欄「加州、納税者の反乱再び」
- 二 昭和五十四年十一月八日日本経済新聞「効率的な行政をめざし自治体の支出も制限——米加州住民投票で可決」
- 三 石原信雄「加州の納税者の反乱一年の回顧とわが国の地方行政財政」租税研究三五九号
- 四 「米内国歳入庁、納税道義低下を懸念」財経詳報一九七九年十月十五日号
- 五 「光を向けられるアンダーグラウンド経済」財経詳報一九七九年十一月十二日号
- 六 昭和五十四年十月二十二日読売新聞「本社全国世論調査から」
- 七 昭和五十四年十月二十一日日本経済新聞「『増税』をさぐる③——選挙に表れた国民の反応」
- 八 川田 剛「カリフォルニア州の財産税減税」会計ジャーナル昭和五十四年九月号。

(一九五四・一一・一五)

英文文献目錄

1. "Taxquake Tremors", Newsweek, June 26, 1978.
2. "The Big Tax Revolt" Newsweek, June 19, 1978.
3. "We First", The New Republic, June 17, 1978.
4. "Stopping the Bucks: Spending Lids are Being Considered in Some States", The Wall Street Journal (以下[W. S. J.]と略称), June 6, 1978.
5. "Taxpayer-Revolt Votes In California and Ohio To Have Wide Impact", W. S. J., June 8, 1978.
6. "The June 6 Revolt", W. S. J., June 8, 1978.
7. "Is Local Control The Loser In Jarvis Vote?", W. S. J., June 8, 1978 (by Richard P. Nathan)
8. "California Vote Seen as Evidence of U. S. Tax Revolt", New York Times (以下[N. Y. T.]と略称), June 8, 1978.
(by Adam Clymer)
9. "Budget Cuts Begun After Californians Vote to Curb Taxes", N. Y. T., June 8, 1978. (by Robert Cindsey)
10. "New York, Like California, Feeling Rising Resentment on Property Tax", N. Y. T., June 8, 1978 (by Steven R. Weisman)
11. "Down With Taxes and what Else?", N. Y. T., June 8, 1978.
12. "President appeals to Congress to Curb Federal Spending", N. Y. T., June 15, 1978. (by Edward Cowan)
13. "U. S. Won't Bail Out States Which Act to Limit Taxes", Journal of Commerce, June 15, 1978. (by Tom Connors)
14. "The Principles of a Tax-Cut Guru" N. Y. T., June 17, 1978. (by Michael C. Jensen)
15. "Resenting Uncle Sam", W. S. J., June 22, 1978.
16. "Politics and People", W. S. J., June 22, 1978. (by Alan L. Otten)

17. "We Intend to Stay Involved", U. S. News & World Report, June 26, 1978.
18. "The Tax Revolt's Guru", Newsweek, June 26, 1978.
19. "Economists Eye the Impact", Time, June 26, 1978.
20. "Coast Author Of the Tax Cut Scouts Capital", N. Y. T., June 20, 1978. (by Adam Clymer)
21. "Uniquack on Prop. 13", N. Y. T., June 9, 1968. (by James Reston)
22. "Sound and Fury Over Taxes", Time, June 19, 1978.
23. "All Aboard the Bardwagon", Time, June 26, 1978.
24. "Tough Proposition", The Sacramento Bee, June 11, 1978. (by Deon Oneill)
25. "Local Fees and Taxes Grow, Under Prop. 13", Losangeis Times (以下 L.A.T. と略称) July 3, 1978.
26. "Prop. 13 Impact This Year Still Uncertain", L. A. T., July 3, 1978.
27. "Schools Scramble to make up Lost Funds", L. A. T., July 3, 1978.
28. "Prop 13. Layoffs Now Estimated at 8,000 Statewide", L. A. T., July 13, 1978.
29. "The Solution : A Rebirth of Partisim", Washington Monthly, October, 1978. (by Charles Peters)
30. "Jarvis Marches On", W. S. J., November 9, 1978.
31. "What the Voters Were Saying", W. S. J., November 22, 1978. (by Michael Barone)
32. "Shifting Around With Jerry Brown", W. S. J., November 27, 1978. (by James Ring Adams)
33. "What the Voters Really Want", Fortune, December 18, 1978. (by Everett Carl Ladd Jr.)
34. "A partial recovery by the citias", Business Week, January 22, 1979.
35. "Balance-the-Budget Boom", Newsweek, Febbruary 12, 1979.
36. "Cleveland Votes on Raising Tax And Selling Utility to Ease Debts", N. Y. T., March 2, 1979. (by Iver Peterson)

37. "Acrobatic Brown", *The Economist*, March 3, 1979.
38. "Amending the Constitution Is a Dubious Way to Curb Federal Spending", *Fortune*, March 12, 1979. (by John A. Davenport)
39. "Britains Proposition 13", *The Economist*, March 24, 1979.
40. "What makes a constitutional convention unlikely?", *Business Week*: March 26, 1979. (by Jethro K. Lieberman)
41. "Tax Revolt: Cities Are Feeling the Pinch", *U. S. News & World Report*, March 26, 1979.
42. "Callaghan digs in", *The Economist*, July 7, 1979.
43. "The Faltering Tax Revolt", *Washington Post*, August 15, 1979.
44. "To Set the Economy Right", *Time*, August 27, 1979.
45. "The Tax Break That Turned Into a Nightmare", *Fortune*, September 10, 1979. (by Herbert E. Meyer)

別 表

「政府と税に関する民衆の態度動向」
——政府間関係諮問委員会（1977年）——

感じていますか。連邦政府ですか。それとも州政府ですか。あるいは、地方政

(乙)

	連邦政府	州政府	地方政府	わから ない
全 体	36%	20%	26%	18%
ニールセン市	36	18	25	20
場 (A)	36	19	30	15
(B)	35	23	25	17
(C)	34	24	22	20
(D)				
世帯所得				
7千ドル未満	41	20	15	23
7～9.9千ドル	38	21	24	17
10～14.9千ドル	35	23	26	16
15～24.9千ドル	32	19	33	17
25千ドル以上	27	18	48	8
地域別				
北東部	39	16	26	19
北中部	37	19	27	16
南部	34	24	22	20
西部	31	22	29	17
農村 (Rural)	33	25	20	23
郊外 (Suburb)	34	20	28	17
都市 (City)				
全体	38	20	25	17
1家族だけで住む者	36	18	29	17
多家族で住む者	42	22	18	18
人種				
白人	35	21	27	18
非白人	42	18	18	21
子供なし家庭	39	18	23	19
子供あり家庭				
全体	31	23	29	17
12～17歳	32	22	29	16
6～11歳	32	23	27	17
6歳未満	29	25	29	17
自家所有者	35	18	29	18
賃借人	38	25	19	18

別表 1

あなたは、納税額に対して、どの水準の政府から最大の恩恵を受けていると府ですか。(1977年)

(甲)

		連邦政府	州政府	地方政府	わからない
国民全体		36%	20%	26%	18%
年 令 別	18~29歳	33	27	25	14
	30~44歳	29	22	33	16
	45~59歳	37	16	27	20
	60歳以上	45	13	18	25
男 性	全 体	42	17	28	13
	18~29歳	36	27	27	10
	30~44歳	37	18	36	9
	45~59歳	48	10	30	12
	60歳以上	50	10	21	19
女 性	全 体	30	24	24	23
	18~29歳	31	28	24	18
	30~44歳	24	25	31	20
	45~59歳	26	23	23	27
	60歳以上	39	16	13	31
被 傭 者 主 婦		29	25	26	20
		28	23	25	25
高 卒 以 下	全 体	38	21	21	21
	高 卒 未 満 卒	39	20	16	26
	高 卒	37	22	26	15
大 学	全 体 学 生 (Some)	32	20	36	13
	大 卒 学 業	35	21	31	14
	大 卒 学 業	27	19	43	11
経営者・専門家・管理者		23	24	42	11
ホワイト・カラー		33	21	32	14
ブルー・ カラー	全 体	36	22	22	20
	熟 練 者	34	21	25	20
	半 熟 練 者・未 熟 練 者	38	22	19	20
引 退 者		45	15	17	22

感じていますか。連邦政府ですか。それとも州政府ですか。あるいは、地方政

1974.4				1973.5				1972.3			
連邦政府	州政府	地方政府	わからない	連邦政府	州政府	地方政府	わからない	連邦政府	州政府	地方政府	わからない
29	24	28	19	35	18	25	22	39	18	26	17
34	23	28	15	37	20	26	17	43	17	28	12
25	26	27	22	33	17	24	26	37	18	24	21
30	27	27	16	38	21	23	18	40	23	24	13
23	24	32	21	33	20	26	21	41	19	23	17
31	23	30	16	35	20	26	19	39	15	30	16
31	24	28	17	31	17	31	21	35	16	32	17
30	21	24	25	37	14	19	30	41	14	22	23
31	22	20	27	37	16	19	28	38	17	23	22
27	27	31	15	35	20	27	18	41	19	27	13
29	24	35	12	34	21	30	15	38	19	30	13
22	28	34	16	30	22	37	11	43	19	25	13
29	24	34	13	34	19	30	17	34	22	32	12
25	28	31	16	34	17	28	21	41	18	26	15
28	25	29	18	33	21	27	19	37	21	26	16
33	21	25	21	37	18	22	23	41	15	25	19
18	22	27	33	23	28	20	29	40	14	27	19
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	25	25	24	35	20	21	24	33	20	26	21
28	27	29	16	35	19	28	18	37	20	27	16
26	26	27	21	34	18	26	22	37	20	29	14
32	22	28	18	37	18	23	22	44	15	23	18
28	22	25	25	34	16	28	22	43	12	24	21
30	22	35	13	37	16	26	21	38	21	29	12
29	27	22	22	37	19	21	23	36	19	27	18
28	27	28	17	30	25	26	19	42	21	21	16
32	26	21	21	37	15	16	32	42	18	19	21
34	20	29	17	38	20	18	24	48	17	19	16
27	23	24	26	35	18	23	24	37	19	29	15
25	28	30	17	35	22	29	14	36	16	31	17
29	22	35	14	33	18	33	16	39	20	29	12
28	24	30	18	35	19	27	19	38	19	26	17
34	24	11	31	40	16	11	33	52	10	20	18
29	23	27	21	35	18	23	24	39	17	25	19
29	26	28	17	35	19	26	20	40	19	26	15
31	22	28	19	35	18	25	22	38	18	28	16
29	24	30	17	34	17	28	21	38	18	28	16
30	24	23	23	36	22	19	23	43	19	20	18

別表 2

あなたは、納税額に対して、どの水準の政府から最大の恩恵を受けていると府ですか。

	1976.3				1975.5			
	連邦政府	州政府	地方政府	わからない	連邦政府	州政府	地方政府	わからない
全 体	36	20	25	19	38	20	25	17
男 性	39	19	26	17	40	21	26	13
女 性	33	21	24	22	36	21	23	20
年 令 別	18~29歳	36	26	25	13	38	26	24
	30~39歳	31	23	30	16	36	22	12
	40~49歳	33	22	28	19	40	18	27
	50~59歳	32	17	24	27	40	18	29
	60歳以上	43	12	19	26	38	16	28
高 卒 未 満 (Less Than High School Complete)	43	16	16	26	41	16	19	24
高 卒	33	24	26	17	37	22	27	14
大 学 生	31	21	36	13	37	22	29	12
専 門 家 者	27	27	34	13	35	24	31	10
管 理 者	29	17	40	14	37	21	31	11
書記・セールス	32	27	25	16	43	21	25	11
工芸、職人、班長	35	25	22	18	35	20	30	15
その他手工人、サービス従事者	37	17	22	24	41	21	19	19
農民、農業労働者	30	27	29	21	35	26	26	13
農 村	34	21	30	16	37	21	24	18
旧 郊 外 (Old suburb)	33	24	24	20	38	21	25	16
新 郊 外 (New suburb)	24	24	34	18	36	24	31	9
都 市	1家族で住む者	40	18	25	17	38	22	25
	多家族で住む者	30	26	20	24	49	13	20
	アパートに住む者	46	13	17	24	35	17	25
非 大 都 市	—	—	—	—	—	—	—	—
大 都 市	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別	農村	—	—	—	—	—	—	—
	地方都市 (Urban)	—	—	—	—	—	—	—
	人口5万人以上10万人未満	—	—	—	—	—	—	—
	人口10万人以上	—	—	—	—	—	—	—
世 帯 所 得	北 東 部	36	18	24	24	42	16	24
	北 中 部	34	22	27	18	34	24	27
	南 部	39	22	22	17	42	19	20
	西 部	34	17	31	18	34	23	29
世 帯 所 得	5,000ドル未満	42	17	19	24	37	19	17
	5,000~6,999ドル	50	13	13	24	43	14	22
	7,000~9,999ドル	34	19	26	21	41	20	26
	10,000~14,999ドル	34	24	22	20	37	22	26
	15,000ドル以上	30	23	35	13	37	23	31
白 人	35	21	27	17	37	21	25	17
非 白 人	46	11	10	33	44	18	20	18
子 供 な し 家 庭	38	19	23	21	39	19	22	20
子 供 あ り 家 庭	18歳未満	34	22	27	18	37	23	27
	12~17歳	32	21	28	19	38	22	27
自 家 所 有 者	34	21	27	19	39	21	24	16
賃 借 人	41	19	19	21	37	20	24	19

も近いのはどれですか。

削減する。(c) サービスを増加するとともに増税する。(d) 意見なし

(乙)

	サービスと租税とも削減する	現在通りとサービスの維持する	サービスを増加するとともに増税する	意見なし
全 体	31%	52%	4%	13%
ニールセン市場	(A) 29 (B) 35 (C) 31 (D) 30	54 52 54 49	4 5 1 5	14 9 14 16
世帯所得	7千ドル未満 27 7～9.9千ドル 32 10～14.9千ドル 31 15～24.9千ドル 33 25千ドル以上 38	51 51 58 52 50	4 3 2 3 6	18 13 9 12 6
地域別	北東部 33 北中部 27 南部 32 西部 33	48 61 51 46	3 4 4 3	15 8 13 18
農村外	(Rural) 37 (Subub) 31	45 55	3 4	15 10
都市(City)	全体 29 1家庭だけで住む者 30 多家族で住む者 28	53 55 48	3 3 5	15 12 20
人種	白人 33 非白人 22	53 49	3 6	11 23
子供なし家庭	30	54	3	13
子供あり家庭	全体 32 12～17歳 33 6～11歳 28 6歳未満 32	50 52 53 49	4 4 5 5	13 11 14 14
自家所有者	32	54	3	11
賃借人	30	48	5	17

別表 3

公共サービスと租税との関係についての次の主張のうち、あなたの見解に最

(a) 現在通りの租税とサービスを維持する。 (b) サービスと租税をともに

(1977年)

(甲)

	サービスと租税を削減する	現在通りの租税とサービスを維持する	サービスを増加するとともに増税する	意見なし
国民全体	31%	52%	4%	13%
年 令 別				
{ 18~29歳	30	51	5	14
{ 30~44歳	31	54	3	12
{ 45~59歳	35	49	3	13
{ 60歳以上	29	56	3	12
男 性				
{ 全 体	35	51	4	10
{ 18~29歳	37	49	5	9
{ 30~44歳	36	51	4	10
{ 45~59歳	38	50	3	10
{ 60歳以上	29	56	4	11
女 性				
{ 全 体	28	53	3	16
{ 18~29歳	24	52	5	19
{ 30~44歳	28	57	2	13
{ 45~59歳	31	49	3	16
{ 60歳以上	29	56	2	13
被 傭 者	29	52	4	15
主 婦	28	54	2	15
高 卒 以 下				
{ 全 体	30	53	3	14
{ 高卒未満	32	49	2	17
{ 高 卒	28	57	4	11
大 学				
{ 全 体	34	51	4	11
{ 大 学 生 (Some)	32	54	2	12
{ 卒 業 生	36	47	8	9
経営者・専門家・管理者	37	52	4	7
ホワイト・カラー	35	51	4	10
ブルー・カラー				
{ 全 体	29	51	4	16
{ 熟 練 者	27	56	4	13
{ 半熟練者・未熟練者	30	47	4	19
引 退 者	29	56	2	13

も近いのはどれですか。

維持する。(c) サービスを増加するとともに増税する。(d) 意見なし。

現在通りの租税とサービスを維持する。		サービスを増加するとともに増税する。		意見なし。	
1976.3	1975.5	1976.3	1975.5	1976.3	1975.5
51	45	5	5	14	12
50	46	6	4	12	10
52	45	4	4	15	14
51	47	5	6	12	11
53	46	4	3	13	9
45	47	7	3	15	11
45	42	5	5	15	10
59	45	3	3	15	19
47	46	4	4	17	17
53	46	3	3	13	8
53	42	9	7	10	11
52	49	10	8	10	7
46	45	5	5	11	6
50	52	4	3	15	8
50	43	4	4	14	11
51	49	4	4	15	11
35	30	6	5	20	26
45	48	4	3	11	12
53	50	5	4	10	9
57	47	3	4	11	8
53	44	4	4	16	10
59	41	3	4	15	12
50	40	8	9	13	20
53	39	5	5	14	17
50	47	5	4	17	10
53	50	4	4	12	12
46	42	5	5	12	10
52	42	4	5	14	22
54	44	1	3	20	14
47	53	5	4	14	9
52	48	4	5	16	8
52	42	6	5	10	7
51	46	5	3	13	12
48	40	4	11	24	16
54	44	5	5	13	15
48	48	5	4	14	8
44	46	5	2	14	8
51	46	4	3	13	10
52	45	5	6	17	16

別表 4

公共サービスと租税との関係についての次の主張のうち、あなたの見解に最

(a) サービスと租税をともに削減する。 (b) 現在通りの租税とサービスを

		サービスと租税をともに削減する。	
		1976.3	1975.5
全	体	30	38
男	性	32	40
女	性	29	37
年 令 別	18~29歳	32	36
	30~39歳	30	42
	40~49歳	33	39
	50~59歳	35	43
	60歳以上	23	33
高卒	未 満	32	33
高大	学 生	31	43
専門	家 者	28	36
管理	者	38	44
書記・セールス		31	37
工芸職人・班長		32	42
その他手工人・サービス従事者		30	36
農民・農業労働者		39	39
農 村	外	40	37
旧 郊	外	32	37
新 郊	外	29	41
都 市	{ 1家族で住む者	27	42
	{ 多家族で住む者	23	43
	{ アパートに住む者	29	31
地 域 別	{ 北 東 部	28	39
	{ 北 中 部	28	39
	{ 南 部	31	34
	{ 西 部	37	43
世 帯 所 得	{ 5,000ドル未満	30	31
	{ 5,000~6,999ドル	25	39
	{ 7,000~9,999ドル	34	34
	{ 10,000~14,999ドル	28	39
	{ 15,000ドル以上	32	46
白 人	人	31	39
非 白 人	人	24	33
子供なし	家庭	28	36
子供あり	{ 18歳未満	33	40
	{ 12~17歳	37	44
自 家 所 有 者	人	32	41
賃 借 者	人	26	33

(e) わからない

(1977年)

(乙)

	連邦所得税	州所得税	州売上税	財産税	わからない	
全 体	28%	11%	17%	33%	11%	
ニールセン市場	(A)	25	13	16	34	11
	(B)	31	9	17	33	9
	(C)	28	10	18	35	10
	(D)	31	9	20	25	15
世帯所得	7千ドル未満	22	8	21	30	18
	7～9.9千ドル	28	11	19	30	12
	10～14.9千ドル	31	10	18	37	4
	15～24.9千ドル	33	13	14	32	8
	25千ドル以上	31	13	14	38	3
地域別	北東部	20	17	23	28	13
	北中部	32	9	15	37	8
	南部	33	10	17	25	14
	西部	25	7	15	45	7
農村 (Rural)	27	10	17	36	10	
郊外 (Suburb)	27	11	15	35	11	
都市 (City)	全体	30	10	20	29	11
	1家族だけで住む者	29	10	20	31	10
	多家族で住む者	31	12	18	25	14
人種	白人	28	11	17	34	10
	非白人	27	10	20	23	20
子供なし家庭	26	9	17	34	14	
子供あり家庭	全体	31	11	18	32	8
	12～17歳	31	13	18	31	8
	6～11歳	32	13	18	30	7
	6歳未満	29	10	17	34	9
自家所有者	27	10	17	36	10	
賃借人	30	12	18	26	14	

別表 5

どれが最悪の租税——すなわち、もっとも不公平な租税——と考えますか。

(a) 連邦所得税 (b) 州所得税 (c) 州売上税 (d) 財産税

(甲)

	連邦所 得 税	州 所 得 税	州 売 上 税	財産税	わか ら な い	
国民全体	28%	11%	17%	33%	11%	
年 令 別	18～29歳	29	10	18	35	9
	30～44歳	34	15	16	29	6
	45～59歳	32	11	14	33	10
	60歳以上	18	7	20	34	20
男 性	全 体	28	11	18	36	7
	18～29歳	29	10	18	40	3
	30～44歳	32	16	15	33	4
	45～59歳	29	11	15	38	7
	60歳以上	21	9	23	31	16
女 性	全 体	29	10	17	30	14
	18～29歳	28	9	19	30	14
	30～44歳	35	15	18	26	7
	45～59・	34	10	14	28	14
	60歳以上	15	4	17	33	26
被 傭 者	31	10	19	30	10	
主 婦	29	13	17	27	13	
高 卒 以 下	全 体	26	11	19	31	13
	高卒未満	23	11	20	29	17
	高 卒	29	11	17	33	10
大 学	全 体	33	10	15	35	6
	大学生 (Some)	33	12	14	35	6
	卒業生	34	8	16	36	7
経営者・専門家・管理者	29	8	14	42	6	
ホワイト・カラー	34	13	14	32	7	
ブルー・ カラー	全 体	30	11	19	31	10
	熟練者	31	13	16	33	7
	半熟練者・未熟練者	28	10	21	29	12
引 退 者	19	9	21	33	18	

(e) わからない。

1974.4					1973.5					1972.3				
連邦 所得 税	州 所得 税	州 売上 税	財 産 税	わ か ら な い	連邦 所得 税	州 所得 税	州 売上 税	財 産 税	わ か ら な い	連邦 所得 税	州 所得 税	州 売上 税	財 産 税	わ か ら な い
30	10	20	28	14	30	10	20	31	11	19	13	13	45	11
29	9	23	31	10	30	9	19	34	9	19	11	15	44	11
30	10	17	26	19	30	11	20	28	12	18	14	12	45	12
31	8	21	29	13	31	12	21	28	9	22	13	15	41	9
30	11	18	29	13	33	9	19	31	8	22	16	15	40	10
35	10	21	28	7	29	11	19	32	11	19	12	12	46	11
31	13	17	30	14	36	12	16	29	8	17	14	14	45	11
24	8	21	26	23	21	7	22	34	17	13	9	10	51	17
26	8	22	25	22	27	7	21	30	15	17	11	13	43	16
34	12	16	30	11	34	12	19	29	8	21	14	12	46	8
32	9	22	31	7	28	13	18	34	7	19	13	17	45	8
33	14	21	27	10	29	11	20	35	5	13	16	17	48	9
37	10	16	29	12	37	11	16	31	5	25	12	16	41	6
33	8	16	32	11	32	15	15	30	8	23	13	13	42	9
34	12	19	26	9	34	12	14	32	9	21	15	15	41	9
26	10	19	31	15	32	10	24	27	10	20	13	11	43	14
27	4	27	11	31	27	9	14	27	23	16	13	5	51	16
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	8	26	18	23	32	6	17	30	15	26	9	6	41	19
41	7	19	25	8	31	10	20	31	9	25	7	15	41	12
30	10	17	30	15	28	13	22	28	10	18	15	14	47	7
27	10	21	31	14	31	9	19	33	10	15	13	14	45	13

別表 6

どの税が最悪の税，すなわち，最も不公平な租税と考えますか。

(a) 連邦所得税 (b) 州所得税 (c) 州売上税 (d) 財産税
(甲)

		1975.5				
		連邦所得税	州所得税	州売上税	財産税	わからない
全	体	28	11	23	29	10
男	性	30	12	22	29	9
女	性	26	11	24	29	12
年 令 別	{ 18~29歳	33	12	25	26	5
	{ 30~39歳	28	14	23	29	8
	{ 40~49歳	29	12	19	33	9
	{ 50~59歳	26	12	22	30	11
	{ 60才以上	22	9	25	29	20
高 卒 未 満		24	10	26	28	16
高 卒		29	12	20	32	9
大 学 生		33	12	23	27	6
専 門 家		29	13	19	30	9
管 理 者		35	11	20	31	5
書記・セールス		28	12	22	31	7
工芸職人・班長		27	13	21	31	10
その他手工工人・サービス従事者		31	13	26	27	6
農民・農業労働者		22	4	36	22	16
農 村		28	9	26	28	13
旧 郊 外		29	15	22	27	8
新 郊 外		24	10	19	34	13
都 市	{ 1家庭で住む者	29	11	19	35	8
	{ 多家族で住む者	21	10	33	29	7
	{ アパートに住む者	33	12	25	20	13
非 大 都 市	{ 農 村	—	—	—	—	—
	{ 地方都市	—	—	—	—	—
大 都 市	{ 人口50,000~999,999人	—	—	—	—	—
	{ 人口100万以上	—	—	—	—	—

1974.4					1973.5					1972.3				
連邦所得税	州所得税	州売上税	財産税	わからない	連邦所得税	州所得税	州売上税	財産税	わからない	連邦所得税	州所得税	州売上税	財産税	わからない
29	11	21	29	17	29	12	23	28	9	13	16	20	38	13
32	12	20	27	9	27	9	20	36	10	16	11	9	56	10
29	9	19	23	19	30	11	20	25	14	26	12	13	34	16
29	4	19	38	11	35	8	13	36	8	18	12	11	54	5
22	7	24	26	22	23	5	22	28	21	16	9	13	48	15
22	8	26	29	15	26	9	26	28	12	18	11	14	44	13
30	8	18	30	16	35	12	19	29	8	21	15	13	41	12
33	10	17	20	10	30	13	18	33	7	22	15	14	41	8
38	14	17	27	8	34	10	16	35	6	19	13	14	46	8
31	10	20	29	12	30	11	19	31	10	20	12	13	45	11
23	7	21	24	29	26	7	26	26	18	12	16	16	39	18
29	9	20	28	17	28	9	20	32	12	18	11	12	46	13
31	10	19	29	12	32	11	19	29	10	19	14	15	43	10
30	10	21	28	12	31	11	20	28	10	19	15	13	45	10
31	10	18	29	13	28	12	18	35	9	19	12	12	47	11
27	8	24	27	17	33	7	24	23	14	19	14	15	40	12

別表 6

(乙)

		1975.5				
		連邦所得税	州所得税	州売上税	財産税	わからない
地域別	北東部	21	15	27	30	10
	北中部	26	14	21	34	7
	南部	33	6	22	25	14
	西部	31	12	23	27	10
世帯所得	5,000ドル未満	25	9	25	25	19
	5,000～6,999ドル	31	10	26	25	11
	7,000～9,999ドル	25	14	27	24	10
	10,000～14,999ドル	31	12	23	30	7
	15,000ドル以上	29	13	18	35	6
白人	28	12	22	31	10	
非白人	30	7	30	17	16	
子供なし家庭	28	10	24	27	12	
子供あり家庭	18歳未満	28	13	21	31	8
	12～17歳	28	12	20	34	9
自家所有者	27	11	21	33	10	
賃借人	31	13	26	20	12	

ますか。

1972.3						
(二) 財産税	(ホ) わか らない	(イ) 連邦 所得税	(ロ) 州 所得税	(ハ) 州 売上税	(ニ) 財産税	(ホ) わか らない
14	23	36	11	33	7	13
13	19	40	11	32	7	10
15	27	32	11	34	8	15
13	18	39	13	30	8	10
13	23	31	13	36	9	11
16	18	43	10	30	5	12
13	26	33	11	39	8	9
15	30	31	8	34	7	20
15	34	31	12	31	8	18
16	17	41	10	33	7	9
9	14	37	9	37	8	9
12	16	45	9	31	6	9
12	21	37	11	34	9	9
14	17	35	11	36	7	11
18	19	37	11	35	6	11
13	25	34	13	31	7	15
21	42	38	10	30	10	12
20	34	19	11	33	15	22
18	13	31	14	35	7	13
15	21	40	11	35	6	8
10	25	39	10	30	7	14
12	32	43	10	23	9	15
15	15	38	13	35	4	10
16	26	29	9	37	10	15
12	18	34	13	37	6	10
13	29	33	12	30	9	16
12	27	37	11	32	7	13
14	27	36	14	30	9	11
15	19	34	10	38	6	12
14	16	40	8	36	7	9
15	20	35	11	35	8	11
7	43	37	9	23	7	24
13	25	34	10	33	8	15
15	20	37	11	33	8	11
14	22	37	11	34	7	11
17	21	34	10	36	8	12
8	26	39	13	37	8	13

別表7

ここに現在のわが国の主要な税目があります。最も公平な租税はどれと考え
 (イ) 連邦所得税 (ロ) 州所得税 (ハ) 州売上税 (ニ) 財産税 (ホ) わからない。

		1974.4			
		(イ) 連邦 所得税	(ロ) 州 所得税	(ハ) 州 売上税	
全	体	26	13	24	
男	性	29	13	27	
女	性	23	14	21	
年	令 別	18~29歳	26	21	23
		30~39歳	25	14	25
		40~49歳	28	10	28
		50~59歳	23	9	28
		60歳以上	26	9	20
高	卒 未 満	24	9	19	
高	卒 生	24	15	27	
大	学 生	32	19	27	
専	門 家	27	22	24	
管	理 者	24	16	28	
書	記・セールス	26	15	28	
工	芸職人・班長	26	12	25	
そ	の他 手 工 人・サービス従事者	27	13	21	
農	民・農業労働者	11	7	20	
非	大 都 市	{ 農 村	11	9	26
		{ 地方都市	24	15	29
大	都 市	{ 人口50,000~999,999人	23	14	27
		{ 人口1,000,000人以上	32	14	20
地	域 別	{ 北 東 部	29	10	18
		{ 北 中 部	28	16	27
		{ 南 部	23	11	25
		{ 西 部	24	20	27
世	帯 所 得	{ 5,000ドル未満	28	9	20
		{ 5,000~6,999ドル	27	15	19
		{ 7,000~9,999ドル	23	13	23
		{ 10,000~14,999ドル	26	16	24
		{ 15,000ドル以上	25	14	32
自	人	26	13	26	
非	人	22	15	13	
子	なし 家庭	26	12	23	
子	供 あり 家庭	{ 18歳未満	25	15	25
		{ 12~17歳	25	13	26
自	家 所 有 者	25	12	26	
賃	借 人	27	17	21	

てみました。財産税に対する不満の中で、どれがもっとも重要な理由となって

1974.4				
家を断つこと念を断る。	ホ 増価は紙上のみで、売却しなければ住宅所有者の手にあるのに、当初の住宅購入価格以上の価格により課税する。	へ 財産税は他の税よりも急速に増加してきた。	ト 意見なし。	チ 財産税が良税でないという見解に同意できない。
12	12	12	11	5
14	14	12	8	5
10	11	12	14	4
16	13	10	11	4
11	19	12	9	4
11	14	11	8	4
10	10	14	10	1
9	6	12	14	9
10	7	12	17	6
15	13	13	7	4
10	19	10	6	4
13	21	9	6	4
12	20	10	5	2
13	14	11	8	5
16	10	12	7	5
12	10	13	15	2
6	8	5	32	11
13	8	6	23	9
16	12	12	8	5
11	11	12	10	6
11	14	13	9	3
14	10	16	11	3
12	12	8	8	3
9	12	11	16	8
13	15	13	5	4
11	8	11	17	7
13	8	11	14	6
11	11	12	9	4
14	13	11	8	3
11	18	13	6	4
12	12	12	9	5
12	12	8	24	3
10	11	13	12	5
13	13	10	10	4
11	13	10	11	4
10	13	13	8	5
16	10	9	16	4

別表 8

財産税が良税ではないと人々が感じていると思われるいくつかの理由を掲げているでしょうか。

		イ 低所得世帯にもっとも厳しい。	ロ いつもははっきりしていない住宅価格の評価に基いて、課税される。	ハ 再評価は、衝撃的な額の増加と結果をもたらす。
全	体	27	21	6
男	性	26	21	6
女	性	27	21	6
年 令 別	{ 18~29歳	24	20	5
	{ 30~39歳	20	23	8
	{ 40~49歳	25	25	8
	{ 50~59歳	29	23	8
	{ 60歳以上	33	16	5
高 卒 未 満		32	14	5
高 大 学 生		25	23	7
専 門 家		20	29	7
管 理 者		21	23	6
書 記 ・ セ ー ル ス		24	29	7
工 芸 職 人 ・ 班 長		22	25	8
そ の 他 工 人 ・ サ ー ビ ス 従 事 者		21	23	9
農 民 ・ 農 業 労 働 者		29	18	6
		27	10	1
非 大 都 市	{ 農 村	25	18	4
	{ 地 方 都 市	25	22	5
大 都 市	{ 50,000~999,999人	24	22	7
	{ 100万人以上	29	21	7
地 域 別	{ 北 東 部	24	21	6
	{ 北 中 部	28	26	7
	{ 南 部	27	17	6
	{ 西 部	26	20	6
世 帯 所 得	{ 5,000ドル未満	32	16	4
	{ 5,000~6,999ドル	34	14	3
	{ 7,000~9,999ドル	30	19	7
	{ 10,000~14,999ドル	22	25	8
	{ 15,000ドル以上	19	28	7
白 人		25	22	7
非 白 人		37	12	2
子 供 な し 家 庭		28	20	5
子 供 あり 家 庭	{ 18歳未満	24	22	7
	{ 12~17歳	24	26	6
自 家 所 有 者		25	24	8
賃 借 人		30	16	3

対し、連邦政府が特別援助を与えることについて、あなたは賛成ですか。それ

(乙)

	賛成	反対	わからない	
全 体	43%	44%	12%	
ニールセン市場	(A)	48	40	12
	(B)	38	53	9
	(C)	42	48	10
	(D)	42	35	23
世帯所得	7千ドル未満	45	35	19
	7～9.9千ドル	49	39	12
	10～14.9千ドル	44	48	7
	15～24.9千ドル	40	51	9
	25千ドル以上	37	58	5
地 域 別	北 東 部	58	34	8
	北 中 部	38	48	13
	南 部	38	47	15
	西 部	41	47	11
農 村 (Rural)	38	52	9	
郊 外 (Suburb)	43	45	12	
都 市 (City)	全 体	45	41	14
	1家族だけで住む者	37	48	15
	多家族で住む者	60	28	12
人 種	白 人	41	47	11
	非白人	58	24	18
子供なし家庭	42	45	13	
子供あり家庭	全 体	44	44	12
	12～17歳	45	44	12
	6～11歳	44	44	11
	6歳未満	41	47	12
自家所有者	37	50	13	
賃 借 人	56	33	11	

別表9

主要な中央都市は、現在財政危機にみまわれています。これらの中央都市にとも反対ですか。

(1977年)

(甲)

		賛成	反対	わからない
国民全体		43%	44%	12%
年 令 別	18~29歳	55	36	9
	30~44歳	41	48	10
	45~59歳	39	48	13
	60歳以上	33	48	18
男 性	全 体	45	47	8
	18~29歳	57	38	5
	30~44歳	43	52	4
	45~59歳	42	49	9
	60歳以上	33	52	15
女 性	全 体	42	42	16
	18~29歳	54	34	13
	30~44歳	40	45	15
	45~59歳	37	46	17
	60歳以上	33	44	23
被 備 者 主 婦		44	41	16
		39	45	16
高 卒 以 下	全 体	43	43	15
	高卒未満	42	39	19
	高 卒	43	47	10
大 学	全 体	45	47	8
	大 学 生 (Some)	46	44	10
	卒 業 生	44	52	4
経営者・専門家・管理者		43	50	6
ホワイト・カラー		43	47	10
ブルー・カラー	全 体	47	41	12
	熟 練 者	40	48	12
	半熟練者・未熟練者	53	35	13
引 退 者		35	46	19

別表10

主要な中央都市の多くが財政困難におちいっています。これらの中央都市に
対し、特別な財政援助を行うことに、賛成ですか。反対ですか。

		1976.3		
		賛 成	反 対	意見なし
全	体	48	40	12
男	性	47	45	8
女	性	49	37	14
年 令 別	18~29歳	56	35	9
	30~39歳	48	42	10
	40~49歳	46	45	9
	50~59歳	46	41	13
	60歳以上	41	42	17
高 卒 未 満		46	37	17
高 大 学 卒 生		49	41	10
		49	45	6
専 門 家 者		53	42	5
管 理 者		45	45	10
書 記・セー		47	39	14
工 芸 職 人・班 長		49	40	11
そ の 他 手 工 人, サ ー ビ ス 従 事 者		52	39	9
農 民・農 業 勞 働 者		29	45	26
農 村 外 外		33	55	12
旧 郊 外		46	42	12
新 郊 外		41	48	11
都 市	{ 1 家 族 で 住 む 者	50	40	10
	{ 多 家 族 で 住 む 者	70	19	11
	{ ア パ ー ト に 住 む 者	72	20	8
地 区 別	北 東 部	70	22	8
	北 中 部	43	47	10
	南 部	39	46	15
	西 部	44	44	12
世 帯 所 得	{ 5,000ドル未満	46	38	16
	{ 5,000~6,999ドル	52	36	12
	{ 7,000~9,999ドル	49	37	14
	{ 10,000~14,999ドル	48	43	9
	{ 15,000ドル以上	48	44	8
白 人		47	43	10
非 白 人		60	19	21
子 供 な し 家 庭		46	42	12
子 供 あ り 家 庭	{ 18歳未満	50	39	11
	{ 12~17歳	50	39	11
自 家 所 有 者		44	45	11
賃 借 人		56	31	13

別表11

特別な目的にあてると、州政府・地方政府にある程度の資金を供給するとともに連邦政府は、レベニュー・シェアリングという援助を行っています。この仕組みのもと、最良なものに使うため、年に約60億ドルを、州政府と地方政府は受けています。あなたは、このレベニュー・シェアリングという援助に賛成ですか、反対ですか。

		1976.3			1975.5					
		賛成	反対	意見なし	賛成	反対	意見なし			
全	体	60	21	19	55	22	23			
男	性	62	23	15	59	25	16			
女	性	58	20	22	51	20	29			
年	令	別	18~29歳	64	21	15	59	19	22	
			30~39歳	63	20	17	57	27	16	
			40~49歳	61	24	15	53	26	21	
			50~59歳	62	20	18	58	26	16	
			60歳以上	53	20	27	46	18	36	
高卒	未	満	53	20	27	45	22	33		
高大	学	卒	60	23	17	60	23	17		
専	門	生	70	21	9	60	23	17		
管	理	者	67	21	12	66	21	13		
書記	・	セー	61	23	16	67	22	11		
工芸	職	人	60	23	17	59	23	18		
その他	手	工	62	26	12	52	27	21		
農民	・	農	61	20	19	55	25	20		
		業	60	12	28	45	29	26		
		労働者								
農	村		60	20	20	47	27	26		
旧	郊		55	23	22	58	20	22		
新	郊	外	58	28	14	55	31	14		
都	市	別	1家族で住む者	64	20	16	57	23	20	
			多家族で住む者	60	20	20	57	29	14	
			アパートに住む者	69	16	15	55	15	30	
地	域	別	北東部	62	16	22	58	17	25	
			北中部	61	21	18	51	28	21	
			南部	62	20	18	54	21	25	
			西部	53	31	16	57	23	20	
世	帯	所	得	5,000ドル未満	54	18	28	48	14	38
				5,000~6,999ドル	64	18	18	55	16	29
				7,000~9,999ドル	58	24	18	53	23	24
				10,000~14,999ドル	60	24	16	54	29	17
				15,000ドル以上	67	21	12	61	27	12
白	人		61	21	18	55	23	22		
非	人		54	20	26	53	17	30		
子	なし	家庭	59	21	20	53	20	27		
子	あり	家庭	18歳未満	61	22	17	57	25	18	
			12~17歳	60	21	19	58	25	17	
自	家	所	58	23	19	53	26	21		
賃	借	有	65	17	18	57	16	27		
		者								

る産業活動に対し、租税特別措置やその他の奨励措置を与える法律を成立させ

(乙)

	賛成	反対	意見なし
全 体	50%	36%	14%
ニールセン市場	(A) 52	34	14
	(B) 49	39	12
	(C) 50	37	13
	(D) 50	31	20
世帯所得	7千ドル未満 43	35	22
	7～9.9千ドル 47	37	16
	10～14.9千ドル 55	37	9
	15～24.9千ドル 54	37	9
	25千ドル以上 61	31	7
地域別	北東部 57	30	13
	北中部 48	38	13
	南部 52	30	18
	西部 42	49	9
農村 (Rural)	43	42	15
郊外 (Suburb)	53	33	13
都市 (City)	全 体 50	35	15
	1家族だけで住む者 49	37	14
	多家族で住む者 52	33	15
人 種	白 人 51	37	12
	非白人 47	29	25
子供なし家庭	51	35	15
子供あり家庭	全 体 50	36	14
	12～17歳 51	34	14
	6～11歳 58	30	13
	6歳未満 47	40	13
自家所有者	49	38	14
賃借人	54	31	15

別表12

いくつかの州では、施設を設置したり、州内で現在の事業を拡大しようとしてきました。あなたは、こうした政策に賛成ですか、それとも反対ですか。

(甲)

(1977年)

		賛成	反対	意見なし
国民全体		50%	36%	14%
年 令 別	18～29歳	51	38	12
	30～44歳	54	35	11
	45～59歳	51	36	13
	60歳以上	45	33	22
男 性	全 体	56	35	9
	18～29歳	57	36	8
	30～44歳	61	34	5
	45～59歳	57	37	7
	60歳以上	49	36	15
女 性	全 体	46	36	19
	18～29歳	45	40	15
	30～44歳	50	35	15
	45～59歳	46	34	19
	60歳以上	40	30	29
被 傭 者 主 婦		46	40	14
		47	34	19
高 卒 以 下	全 体	46	38	16
	高卒未満	44	36	20
	高 卒	49	39	12
大 学	全 体	59	31	9
	大 学 生 (Some)	56	33	11
	卒 業 生	64	28	7
経営者・専門家・管理者		64	30	6
ホワイト・カラー		52	39	9
ブルー・カラー	全 体	47	38	15
	熟 練 者	51	36	13
	半熟練者・未熟練者	44	40	16
引 退 者		46	34	20

税・財産税のうち、どれが最善の方法であると考えますか。

		1972.3				
その他	わからない	州所得税	州売上税	財産税	その他	わからない
6	14	25	46	14	5	10
6	12	29	43	14	6	8
6	16	22	48	13	4	13
5	9	29	38	23	2	8
7	13	26	47	14	4	9
8	11	25	49	10	6	10
6	18	20	50	11	7	12
5	23	25	47	8	6	14
5	24	24	44	13	5	14
6	12	25	49	13	4	9
7	5	27	45	16	5	7
5	6	27	48	11	7	7
8	8	25	47	17	3	8
6	11	22	47	17	5	9
6	7	24	48	12	6	10
6	17	26	43	14	4	13
6	23	34	37	21	1	7
6	14	25	45	15	3	12
4	16	22	50	10	5	13
11	6	26	49	12	5	8
6	11	26	42	16	5	11
6	17	28	38	16	5	13
6	12	27	50	8	5	10
5	17	23	43	18	5	11
8	9	22	54	13	4	7
4	27	26	40	16	6	12
6	21	21	46	18	3	12
7	13	27	46	12	5	10
7	9	26	49	11	5	9
8	6	23	51	13	5	8
6	12	25	46	14	5	10
10	27	24	42	16	4	14
6	16	24	44	15	5	12
6	12	26	48	13	4	9
6	14	25	49	11	5	10
6	12	25	51	9	5	10
6	20	25	36	24	4	11

別表13

あなたの州政府が、かなりの増税を必要とするならば、州所得税・州売上

	1976.3			
	州所得税	州売上税	財産税	
全 体	25	45	10	
男 性	27	44	11	
女 性	24	45	9	
年 令 別	18~29歳	27	43	17
	30~39歳	23	48	9
	40~49歳	28	45	8
	50~59歳	18	51	7
	60歳以上	26	40	6
高 卒 未 満	23	38	10	
高 卒	24	49	10	
大 学 生	30	48	10	
専 門 家	30	49	10	
管 理 者	23	51	10	
書記・セールス	24	43	16	
工芸職人・班長	25	53	9	
その他手工人・サービス従事者	24	41	12	
農民・農業労働者	13	49	9	
非 大 都 市	22	51	8	
大 都 市	{ 農 村	29	44	7
	{ 地方都市	15	60	8
	{ 人口50,000~999,999人	27	45	11
地 域 別	{ 北 東 部	28	37	12
	{ 北 中 部	26	48	9
	{ 南 部	20	47	11
	{ 西 部	30	46	8
世 帯 所 得	{ 5,000ドル未満	26	32	12
	{ 5,000~6,999ドル	20	45	8
	{ 7,000~9,999ドル	23	44	13
	{ 10,000~14,999ドル	24	50	10
	{ 15,000ドル以上	26	52	8
白 人	25	47	10	
非 白 人	24	30	9	
子 供 な し 家 庭	25	43	10	
子 供 あ り 家 庭	{ 18未満歳	25	47	10
	{ 12歳~17歳	27	44	9
自 家 所 有 者	27	49	6	
賃 借 人	20	35	19	

源として財産税を軽減すべきである。
 個人所得税を増税して財産税の軽減につとめるべきである。
 きでない。

1972.3		
(乙) 連邦政府は、付加価値税（一種の全国的売上税）を導入すべきでなく、個人所得税を増税して財産税の軽減につとめるべきである。	(丙) 連邦政府は、財産税を軽減するためのこれらの措置のどれもとるべきでない。	(丁) わからない。
14	44	10
17	40	8
11	48	12
13	48	7
14	47	9
11	46	11
16	47	9
15	34	17
15	39	15
12	48	8
15	48	5
16	48	7
13	52	5
12	44	9
11	48	10
13	44	11
5	37	20
11	47	17
10	48	9
14	47	6
16	40	13
17	39	14
13	44	8
12	49	11
14	43	8
15	39	14
17	42	12
14	47	10
12	46	6
14	48	7
14	45	9
17	38	19
13	42	12
14	47	9
13	46	11
14	44	9
15	44	12

別表14

次の三つの主張のうち、あなた自身の答えに最も近いものは、どれですか。

- (甲) 連邦政府は、付加価値税（一種の全国的売上税）を導入し、それを財
- (乙) 連邦政府は、付加価値税（一種の全国的売上税）を導入すべきでなく、
- (丙) 連邦政府は、財産税を軽減するためのこれらの措置のどれも、とるべ
- (丁) わからない。

		(甲) 連邦政府は、付加価値税（一種の全国的売上税）を導入し、それを財源として財産税を軽減すべきである。	
全	体	32	
男	性	35	
女	性	29	
年	令 別	18～29歳	32
		30～39歳	30
		40～49歳	32
		50～59歳	28
		60歳以上	34
高卒	未 満	31	
高	卒 生	32	
大	学 生	32	
専	門 家	29	
管	理 者	30	
書	記・セールス	35	
工	芸職人・班長	31	
そ	他手工工人・サービス従事者	32	
農	民・農業労働者	38	
非	大 都 市	{ 農 村	25
		{ 地方都市	33
大	都 市	{ 人口50,000～999,999人	33
		{ 人口100万人以上	31
地	域 別	{ 北 東 部	30
		{ 北 中 部	35
		{ 南 部	28
		{ 西 部	35
世	帯 所 得	5,000ドル未満	32
		5,000～6,999ドル	29
		7,000～9,999ドル	29
		10,000～14,999ドル	36
		15,000ドル以上	31
白	人	32	
非	人	26	
子	供なし家庭	33	
子	供あり家庭	{ 18歳未満	30
		{ 12～17歳	30
自	家 所 有 者	33	
賃	借 人	29	

法と考えますか。 B 次善の策はどれですか。
 全国的売上税を徴収する。

地方の税，医療費等の税額控除を削減して税収を得る。

1972.3(B)				
(丁) わか らない。	(甲) 付加価値 税，すなわち食 糧その他必需品 以外のものに課 する一種の全国 的売上税を徴収 する。	(乙) 個人 所得税率を 引き上げ る。	(丙) キャピタル・ ゲインの租税特別 措置を縮小し，又 は慈善寄付，州・地 方の税，医療費等 の税額控除を削減 して税収を得る。	(丁) わか らない。
16	29	18	27	26
14	30	19	28	23
19	28	16	27	29
10	36	20	29	15
14	27	21	32	20
14	35	12	27	26
18	24	16	28	32
27	20	19	21	40
25	26	16	21	37
11	31	18	32	19
9	31	21	32	16
9	28	23	33	16
16	27	19	28	26
11	31	16	31	22
14	31	15	29	25
19	30	16	27	27
17	38	18	20	24
25	33	11	25	31
17	26	16	29	29
12	30	20	29	21
18	28	18	26	28
19	28	19	24	29
14	29	20	29	22
21	27	16	25	32
9	32	16	34	18
24	26	17	22	35
17	30	20	22	28
19	26	18	26	30
11	31	16	33	20
10	35	18	31	16
16	29	18	28	25
23	23	13	26	38
20	27	17	25	31
13	31	18	30	21
15	31	17	29	23
15	29	17	28	26
19	28	19	26	27

別表15

A 連邦政府がかなりの増税を必要とするならば、次のどれをその最善の方
 (甲) 付加価値税、すなわち食糧その他必需品以外のものに課する一種の
 (乙) 個人所得税率を引き上げる。
 (丙) キャピタル・ゲインの租税特別措置を縮少し、又は慈善寄付、州・
 (丁) わからない。

	1972.3(A)			
	(甲) 付加価値税、すなわち食糧その他必需品以外のものに課する一種の全国的売上税を徴収する。	(乙) 個人所得税率を引き上げる。	(丙) キャピタル・ゲインの租税特別措置を縮少し、又は慈善寄付、州地方の税、医療費等の税額控除を削減して税収を得る。	
全 体	34	10	40	
男 性	34	12	40	
女 性	34	7	40	
年 令 別	18~29歳	35	10	45
	30~39歳	33	12	41
	40~49歳	33	8	45
	50~59歳	36	10	36
	60歳以上	31	10	32
高卒未満	29	9	37	
高 卒	38	8	43	
大 学 生	36	13	42	
専 門 家	41	12	38	
管 理 者	36	9	39	
書記・セールス	36	6	47	
工芸職人・班長	33	9	44	
その他手工工人・サービス従事者	30	10	41	
農民・農業労働者	34	12	37	
非大都市	{ 農 村	31	5	39
	{ 地方都市	39	7	37
大 都 市	{ 人口50,000~999,999人	36	10	42
	{ 人口100万人以上	31	11	40
地 域 別	{ 北 東 部	28	12	41
	{ 北 中 部	36	11	39
	{ 南 部	33	8	38
	{ 西 部	40	7	44
世帯所得	{ 5,000ドル未満	30	9	37
	{ 5,000~6,999ドル	32	10	41
	{ 7,000~9,999ドル	32	9	40
	{ 10,000~14,999ドル	36	10	43
	{ 15,000ドル以上	38	9	43
白 人	34	9	41	
非 白 人	28	11	38	
子供なし家庭	33	9	38	
子供あり家庭	{ 18歳未満	35	10	42
	{ 12~17歳	34	9	42
自家所有者	36	9	40	
賃 借 人	31	11	39	

（現
国税庁長官官房
会計課課長補佐）